

第 5 部 環境影響評価手続きに 関する事項

第1章	環境影響評価の手順	293
第2章	環境影響評価書作成までの経緯	295
第3章	市民等の意見の概要及び 市長の意見に対する事業者の見解	296

第 1 章 環境影響評価の手順

本事業の環境影響評価手続きは「名古屋市環境保全条例（平成 10 年名古屋市条例第 40 号）」に基づいており、環境影響評価の手続きのあらましと、評価書の作成手順は、それぞれ図 5-1-1 及び図 5-1-2 に示すとおりである。

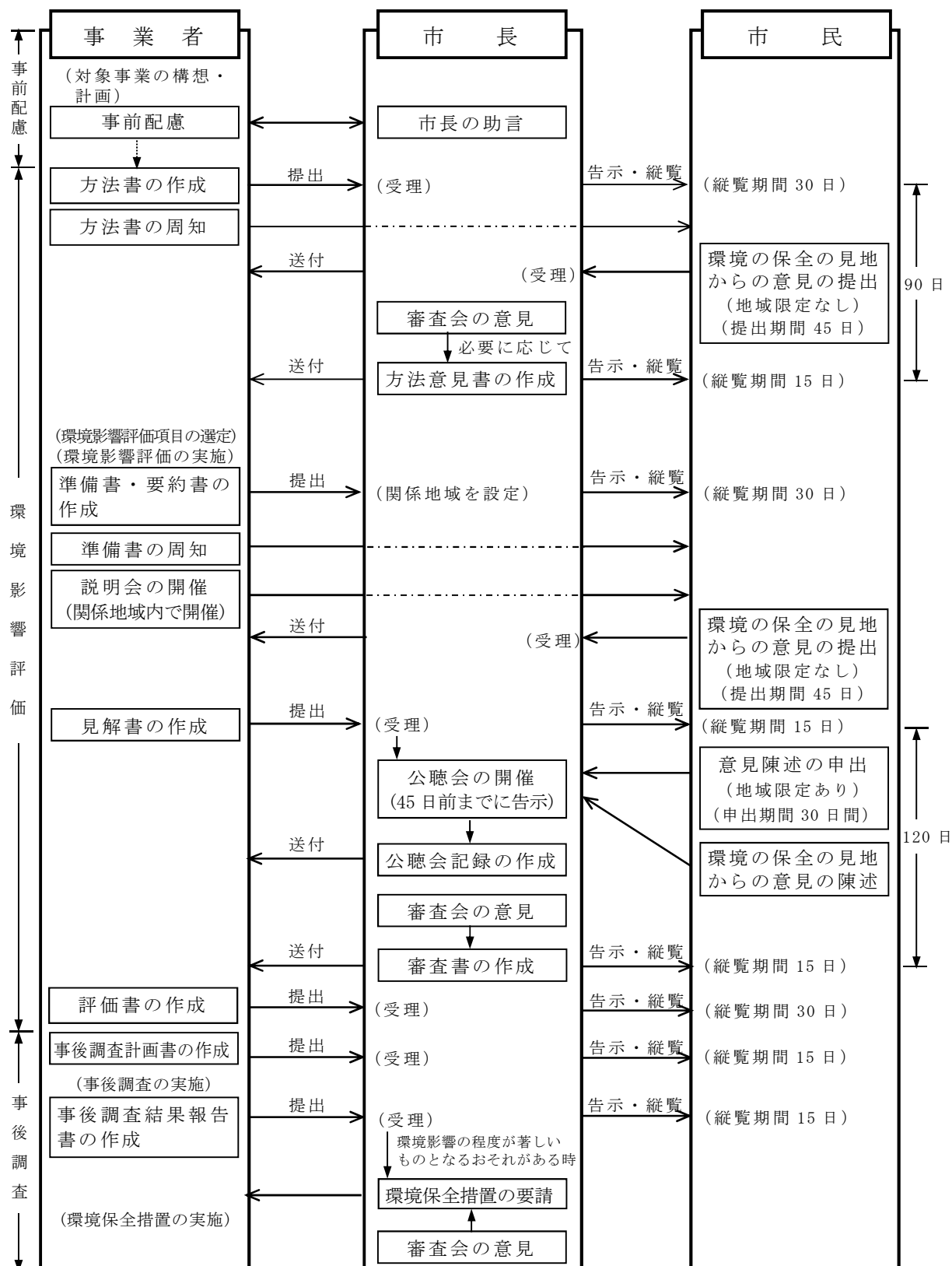


図 5-1-1 環境影響評価の手続きのあらまし

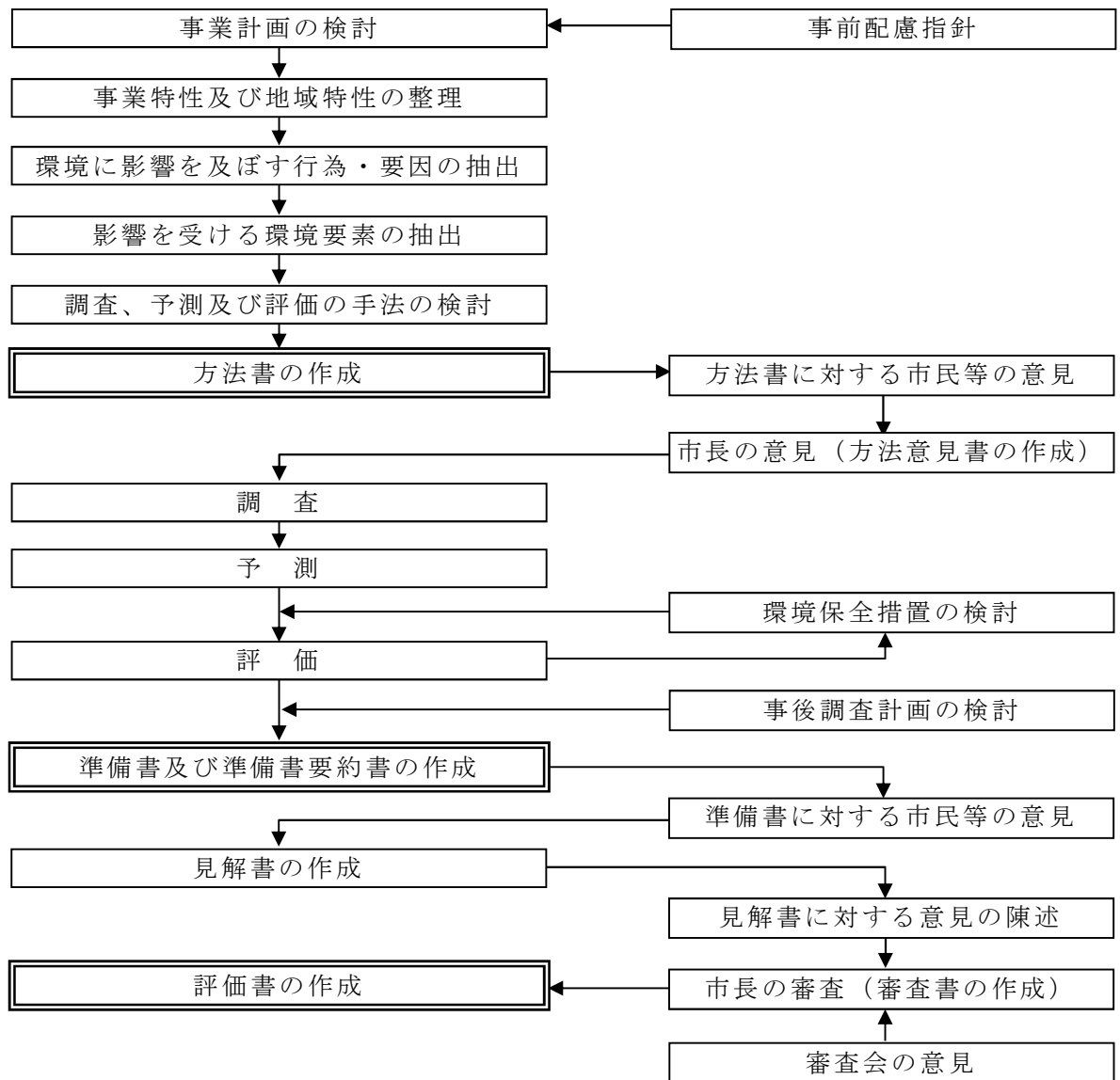


図 5-1-2 評価書作成までの手順

第2章 環境影響評価書作成までの経緯

評価書作成までの経緯は、表5-2-1(1)、(2)に示すとおりである。

表5-2-1(1) 環境影響評価手続きの経緯(1)

事 項		日 程 等
方 法 書	提出年月日	平成24年10月23日
	縦覧等期間	平成24年11月7日から12月6日
	縦 覧 場 所	名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課 16区役所、中川区役所富田支所 名古屋市環境学習センター あま市役所七宝庁舎
	閲 覧 場 所	名古屋市環境局施設部工場課 富田北地域センター
	縦 覧 者 数	8名
	閲 覧 者 数	9名
	説明会	開 催 日
		開催場所
		参加者数
方法書に対する 市民等の意見	提 出 期 間	平成24年11月7日から12月21日
	提 出 件 数	2件
方法書に対する 市長の意見 (方法意見書)	作成年月日	平成25年1月29日
	縦 覧 期 間	平成25年2月5日から2月19日
	縦 覧 場 所	名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課 16区役所、中川区役所富田支所 名古屋市環境学習センター あま市役所七宝庁舎
	縦 覧 者 数	5名
準 備 書	提出年月日	平成26年9月24日
	縦覧等期間	平成26年10月14日から11月12日
	縦 覧 場 所	名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課 中川区役所、中川区役所富田支所 名古屋市環境学習センター 名古屋市富田図書館、あま市役所七宝庁舎
	閲 覧 場 所	名古屋市環境局施設部工場課 富田北地域センター
	縦 覧 者 数	10名
	閲 覧 者 数	5名
	説明会	開 催 日
		開催場所
		参加者数

注) 「名古屋市環境影響評価条例」の一部が改正され、平成25年4月1日に施行されたが、本事業は、計画段階配慮の手続きについて、経過措置により適用されない。
また、方法書に係る説明会は、「名古屋市環境影響評価条例」には規定されていないが、関係地域の住民等への周知のため、事業者が自主的に開催したものである。

表 5-2-1(2) 環境影響評価手続きの経緯(2)

事 項		日 程 等
準備書に対する 市民等の意見	提 出 期 間	平成 26 年 10 月 14 日から 11 月 27 日
	提 出 件 数	2 件
見 解 書	提出年月日	平成 27 年 1 月 9 日
	縦 覧 期 間	平成 27 年 1 月 19 日から 2 月 2 日
	縦 覧 場 所	名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課 中川区役所、中川区役所富田支所 名古屋市環境学習センター 名古屋市富田図書館、あま市役所七宝庁舎
	縦 覧 者 数	8 名
公 聴 会	開催年月日	平成 27 年 3 月 14 日
	開 催 場 所	J A なごや 富田支店
	陳 述 人 数	1 名
	傍 聴 人 数	12 名
審 査 書	縦 覧 期 間	平成 27 年 4 月 30 日から 5 月 14 日
	縦 覧 場 所	名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課 中川区役所、中川区役所富田支所 名古屋市環境学習センター 名古屋市富田図書館、あま市役所七宝庁舎
	縦 覧 者 数	6 名

注) 「名古屋市環境影響評価条例」の一部が改正され、平成 25 年 4 月 1 日に施行されたが、本事業は、計画段階配慮の手続きについて、経過措置により適用されない。

第3章 市民等の意見の概要及び市長の意見に対する事業者の見解

3-1 環境影響評価方法書における意見に対する事業者の見解

3-1-1 市民等の意見の概要に対する事業者の見解

方法書に対する市民等の意見の概要及び事業者の見解は、次に示すとおりである。意見の提出件数は2件、意見の数は53件であった。

表 5-3-1 市民等の意見の提出件数、項目及び意見数

提出件数	意見の項目	意見数
2 件	対象事業の名称、目的及び内容	10
	事前配慮の内容	8
	事業予定地及びその周辺地域の概況	18
	対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査及び予測の手法	9
	評価の手法	8

(1) 対象事業の名称、目的及び内容

項目	意見の概要
対象事業の目的	[環境影響評価手続きについて] 環境影響評価法改正で 2012 年 4 月 1 日からは「方法書」の前に「計画段階配慮書」が義務づけられ 10 月 1 日からは施行されている。呼応して名古屋市もアセス条例に配慮書を義務づけるため、2011 年 1 月 21 日に市環境審議会に環境影響評価制度のあり方について調査審議を諮問し、2 月 9 日からの市民意見募集を経て 2012 年 5 月 11 日に答申され、9 月 27 日に市議会で可決され、10 月 4 日に公布、来年 4 月 1 日施行と確定している。こうした時期に当の名古屋市があわてて駆け込み申請をして配慮書の手続きを省略するような姿勢は許されない。少なくとも中央新幹線のアセスのように、改正された市アセス条例を準用して、事業の必要性、妥当性、代替案の比較ができる配慮書の手続きから開始するべきである。
	[ごみ処理量の実績について] p-2 対象事業の目的で「名古屋市第 4 次一般廃棄物処理基本計画…年間のゴミ処理量を、平成 18 年度の 70 万トンから、…平成 32 年度には 54 万トンとすることを目標としている。」とあるが、名古屋市のゴミ処理量の最新実績が記載されていないため、事業の必要性が検討できない。図 2-2-1 ごみ処理量将来計画には 2006 年度の実績として 70 万トンがあるだけであり、その後は推定(期待)のごみ処理量があるだけである。少なくとも 2011 年度までの実績を示し、この事業の必要性、処理能力の妥当性を判断できるようにすべきである。環境局の最新の事業概要では、名古屋市のごみ処理量が平成 19 年度は 68.3 万トン、平成 20 年度は 66.1 万トン、平成 21 年度は 63.3 万トン、平成 22 年度は 62.2 万トンと順調に計画以上のごみ削減が進んでいる。名古屋市第 4 次一般廃棄物処理基本計画の数値目標 p12 では、中間目標として平成 22 年度は 65 万トン(市外分を含め 67 万トン)とされており、実績はそれを下回っている。
	[市外分のごみ処理量について] p-2 対象事業の目的で「名古屋市第 4 次一般廃棄物処理基本計画…平成 32 年度には 54 万トンとすることを目標としている。」とあるが、市外分数量の内訳が不明である。名古屋市第 4 次一般廃棄物処理基本計画の数値目標 p12 では、平成 18 年度の現状 70 万トンは名古屋市とあま市及び清須市分であり、今後処理する北名古屋市及び豊山町分を含んでいない。ところが「北名古屋工場(仮称)及び富田工場の処理システムについて(平成 24 年 10 月)」では、平成 32 年度に必要となるごみ焼却能力として「挑戦目標である年間ごみ処理量 54 万トンの実現のためには、法律改正に基づく“拡大生産者責任”の導入が不可欠である。法律が改正されない場合のリスク等(4 万トン)を考慮し、さらにあま市及び清須市分(2 万トン)並びに北名古屋市及び豊山町分(3 万トン)を加えると、平成 32 年度のごみ処理量は 63 万トンと推計される。北名古屋市及び豊山町分(3 万トン)を加えると、平成 32 年度のごみ処理量は 63 万トンと推計される。また、季節変動を吸収するために 10%の予備能力を確保すると、平成 32 年度に必要となるごみ焼却能力は、年間 69 万トン(設備規模 2,720 トン/日)となる。」とあり、第 4 次一般廃棄物処理基本計画の実質的改変がされているともとれる。まず、この資料の存在とこの内容を明記すべきである。また、名古屋市が処理している市外分のあま市、清須市、今後処理予定の北名古屋市、豊山町のゴミ処理の減量実績はどの程度であり、名古屋市第 4 次一般廃棄物処理基本計画の進捗状況に影響を与えないかどうかを記載すべきである。

事業者の見解	対応頁
○富田工場の稼働は、「名古屋市第4次一般廃棄物処理基本計画」（平成20年3月）に基づき平成32年度の稼働を計画しております。 ○工事期間は準備書17頁に記載しましたように、試運転期間を含め、平成27年度中頃～平成32年度初めを計画しております。 ○工事期間等を考慮した結果、遅くとも平成24年10月には環境影響評価手続きに入らざるを得なかったため、方法書を提出しました。	p3-4 p17
○「名古屋市第4次一般廃棄物処理基本計画」の進捗状況等については、図1-2-2に記載しました。また、ごみ処理の最新実績については、表1-4-7に記載しました。	p4, 49
○「名古屋市第4次一般廃棄物処理基本計画」以降、北名古屋市・豊山町分3万トンのごみ処理を行うこととなりました。このごみ処理量は、ごみ処理の減量実績を考慮した基本計画である「北名古屋市一般廃棄物処理基本計画」（平成22年3月）及び「豊山町一般廃棄物処理基本計画」（平成22年3月）に基づいております。	p10

項目	意見の概要																		
対象事業の 目的	[富田工場の再稼働について] 富田工場の煙突から、約 200m くらいのところに住んでいます一般市民です。3 年前、富田工場は稼働していなくて、南陽工場が修復の時にまた一時的に稼働しますというお話で引越して来ました。 11/17 富田工場説明会では、南陽工場の規模を 1/3 に縮小するということと、富田工場は 24h、年数もしばらくは稼働するような感じでしたが、どうなのでしょう？																		
	[施設施設の稼働日数について] p-2 対象事業の目的で「名古屋市の第 4 次一般廃棄物処理基本計画…平成 32 年度には 54 万トンとすることを目標としている。」とあるが、「北名古屋工場（仮称）及び富田工場の処理システムについて（平成 24 年 10 月）」では、平成 32 年度に必要なごみ焼却能力は、年間 69 万トン（設備規模 2,720 トン/日）となる。」とある。ごみ処理量よりごみ焼却能力が大きいことはやむを得ないとしても、69 万トン/年÷2,720 トン/日=254 日となり、あまりにも稼働日数が多いため見直す必要がある。2010 年度は 62.2 万トンを 3,190 トン/日（五条川 560、猪子石 600、南陽 1,500、鳴海 530）で処理しているので、平均稼働日数は 195 日となっている。南陽工場に至っては 170 日しか稼働していない。																		
対象事業の 内容	[富田工場の設備規模について] p-4 事業規模として、処理能力:450t/日とあるが、焼却炉の保守点検、修理等に要する時間も考慮した予備率も含め、その算定根拠を明記すべきである。このままでは、旧富田工場の 450t/日と変わらない。本当にこれだけの規模が必要なのか。たとえば、名古屋市第 4 次一般廃棄物処理基本計画 p68 では、平成 32 年度に不足する施設規模は、猪子石・五条川・鳴海工場の 1,610t/日に対して、南陽工場代替施設（北名古屋、富田更新、南陽更新）の必要規模は最大で 980t/日であり、北名古屋ごみ焼却場の計画 660t/日が追加されるので、富田更新と南陽更新あわせても 320t/日でいいことになる。つまり、今回の富田工場更新も平成 32 年度の南陽工場更新もそれぞれ 160t/日十分なことになる。 [■表 5-12] 南陽工場代替施設の必要規模 <table><tr><th></th><th>挑戦目標</th><th>不確定リスクの勘案</th></tr><tr><td>焼却・溶融量 A （市外分を含む）</td><td>56万t/年</td><td>60万t/年</td></tr><tr><td>稼働日あたり平均処理量 B=A/稼働日数</td><td>2,190t/日</td><td>2,350t/日</td></tr><tr><td>必要設備規模 C=B×季節変動係数 1.1</td><td>2,410t/日 （現状比 23%減）</td><td>2,590t/日 （現状比 17%減）</td></tr><tr><td>既存工場設備の合計 （猪子石・五条川・鳴海） D</td><td colspan="2">1,610t/日</td></tr><tr><td>不足する設備規模 C-D （富田工場を再稼働した場合）</td><td colspan="2">800～980t/日 （350～530t/日）</td></tr></table>		挑戦目標	不確定リスクの勘案	焼却・溶融量 A （市外分を含む）	56万t/年	60万t/年	稼働日あたり平均処理量 B=A/稼働日数	2,190t/日	2,350t/日	必要設備規模 C=B×季節変動係数 1.1	2,410t/日 （現状比 23%減）	2,590t/日 （現状比 17%減）	既存工場設備の合計 （猪子石・五条川・鳴海） D	1,610t/日		不足する設備規模 C-D （富田工場を再稼働した場合）	800～980t/日 （350～530t/日）	
	挑戦目標	不確定リスクの勘案																	
焼却・溶融量 A （市外分を含む）	56万t/年	60万t/年																	
稼働日あたり平均処理量 B=A/稼働日数	2,190t/日	2,350t/日																	
必要設備規模 C=B×季節変動係数 1.1	2,410t/日 （現状比 23%減）	2,590t/日 （現状比 17%減）																	
既存工場設備の合計 （猪子石・五条川・鳴海） D	1,610t/日																		
不足する設備規模 C-D （富田工場を再稼働した場合）	800～980t/日 （350～530t/日）																		

事業者の見解	対応頁
○富田工場休止前の平成 20 年度に地元の皆様には、富田工場は平成 21 年 3 月に一旦休止し、南陽工場の設備更新に合わせて再稼働することをお伝えさせていただきました。 ○南陽工場は、本市の他のごみ焼却工場の 3 工場分の設備規模を有し、平成 32 年度までに市民の皆様や事業者の方々との協働により 1 工場分のごみ量を削減し、2 工場（北名古屋工場（仮称）及び富田工場）を整備する計画としております。 ○南陽工場の設備更新後には、老朽化する他のごみ焼却工場を順次整備していく計画としておりますので、富田工場は可能な限り長期間有効利用をしていきたいと考えております。	p3-4
○ごみ焼却工場は常にすべての焼却炉が稼働しているわけではなく、炉ごとに計画的に定期整備工事を行うなど、滞りなくごみ処理を行えるよう年間の稼働率を 7 割としており、設備規模を算定する際には、季節変動などを加味して 10%程度の余力を確保する必要があります。 ○「名古屋市第 4 次一般廃棄物処理基本計画」における平成 32 年度に必要となる設備規模及び上記の設備規模の算定要件に基づく富田工場の設備規模の算定につきましては、準備書に記載しました。	p10-11
○富田工場の設備規模の算定につきましては、準備書に記載しました。	p10-11

項目	意見の概要
対象事業の内容	[解体・更新する設備について] p-3 対象事業の内容として「既存建屋については解体せずにそのまま再利用し、内部の既存設備を解体・撤去、新規設備を設置する」とあるが、図 2-3-1 にある「存設備」は「既存設備」の間違いであるので修正したうえで、5つの部分写真図に名称を追加記載し、焼却炉、廃熱ボイラ、排ガス処理設備、飛灰処理装置、排水処理装置など、どんな設備があり、それぞれ具体的に更新するのかわかりやすく明記すべきである。たとえば、ごみピット、排水処理装置の水槽などは既存建屋として再利用するのかなどの疑問があり、このままでは、方法書の調査項目、調査方法への意見が不十分なままとなる。
	[解体、搬出入に伴う屋根の開口について] p-3 対象事業の内容として「既存設備の撤去及び新規設備の設置は建屋内で可能な限り作業を行い、搬出入に関しては、屋根の一部を開口して行うことを考えており」とあるが、ダイオキシン類の飛散防止を考慮すれば、建屋内で可能な限り作業を行うのは当然であるが、屋根の一部開口を考える以上、どの施設のどの部分がどれだけの大きさで、なぜ撤去、搬入できないのか、わかりやすく説明すべきである。このままでは、方法書の調査項目、調査方法への意見が不十分なままとなる。 p-3 対象事業の内容として「搬出入に関しては、屋根の一部を開口して行うことを考えており」とあるが、その開口位置、大きさがわかりやすいように、平面図を追加し、かつ p7 の立面図に、必要性とともに記載すべきである。このままでは、方法書の調査項目、調査方法への意見が不十分なままとなる。
	[排水量及び放流水の濃度について] p-4 「工場系排水及び生活排水は、排水処理装置で処理した後、処理施設内で極力再利用し、下水道放流とする。」とあるが、用水量のうち、どれだけが蒸発、炉内噴霧等で無くなり、排水量はどれだけか、また、再利用後に放流する濃度はどれだけかを明記すべきである。この排水量、水質は水質汚濁防止法などの総量規制、排水規制がどのように適用されるかを定める重要な要素である。

(2) 事前配慮の内容

項目	意見の概要
全 般	[事前配慮の記載内容について] p13～14 設備更新工事中を想定した配慮として「努める」の表現が多すぎる。設備更新工事中の事慮全体でわずか2ページ27項目の中に「努める」が12回も出てくる。努めさえすれば約束を守ったことになるのでは意味がない。もっと具体的に「する」と表現できる内容とすべきである。 p15～16 施設の存在・供用時を想定した事前配慮として「努める」の表現が多すぎる。わずか2ページ21項目の中に「努める」が6回も出てくる。努めさえすれば約束を守ったことになるのでは意味がない。もっと具体的に「する」と表現できる内容とすべきである。

事業者の見解	対応頁
○方法書 3 頁 図 2-3-1 の「存設備」は「既存設備」の誤りでしたので、訂正しました（準備書 17 頁 図 1-2-11）。なお、この図は更新する機械設備の一部を模式的にお示ししたものです。 ○ごみピットや排水処理設備の水槽などの既存建屋の一部を利用しているものは再利用し、焼却炉などの機械設備は更新いたします。 ○撤去する設備につきましては、主な設備を図に示すとともに、資料編に一覧を記載しました。	p17 p18 資料編 p9-11
○詳細な工事計画は今後検討してまいります、設備の撤去等にあたり開口する予定の屋根の範囲を図示しました。 ○撤去する設備につきましては、主な設備を図に示すとともに、資料編に一覧を記載しました。	p18 p18 資料編 p9-11
○蒸発、炉内噴霧等の水量及び排水量につきましては現段階で確定しておりませんが、富田工場は合流式下水道に接続されており、水質汚濁防止法ではなく、下水道への排水基準が適用されます。 ○富田工場内で発生した工場系排水及び生活排水につきましては、排水処理装置で処理した後、富田工場内で極力再利用いたします。 ○排水につきましては、下水道への排水基準を遵守するよう適切な排水処理を行い、下水道放流することとしております。	p7, 14-15 p51

事業者の見解	対応頁
○「努める」とした項目につきましては、可能な限り実施する方向で検討してまいります。	p23-27

項目	意見の概要
設備更新工事中を想定した配慮	[排出ガス対策型建設機械等の使用について] p-13 設備更新工事中を想定した配慮として「使用する建設機械については、排出ガス対策型建設機械や低騒音型建設機械の採用に努める。」とあるが、名古屋市の仕様書の中では、国土交通省が指定した建設機械について「排出ガス対策型建設機械等を使用すること」と明記してあるはずであり、「努める」という表現は間違いである。
	[工事関係車両について] p-13 設備更新工事中を想定した配慮として「「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱」（平成 22 年愛知県）に準じて、NOx・PM 法車種規制非適合車の使用抑制に努める。」とあるが、工事発注仕様書に使用しない旨を盛り込むことができるはずである。これは契約の発注者としての名古屋市の権利でもあり、意志決定すればすむことである。
	[地下水の汲み上げについて] p13 設備更新工事中を想定した配慮として「工事中に発生する排水の低減に努める」とあるが、工事中の排水のほとんどは、掘削によるゆう出水の汲み上げであるため、地下水の汲み上げ量を少なくするための具体的な工法を選択的に採用すると明記すべきである。
	[石綿の使用について] p14 設備更新工事中を想定した配慮として「石綿の使用が判明し、石綿含有廃棄物が生じた場合は、使用している場合は、「石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第 2 版）」（平成 23 年環境省）及び「建設廃棄物適正処理マニュアル」に従って適正に処理する。」とあるが、そもそも、現工場はアセスメントも行い、環境上の十分な配慮で建設されたはずであり、石綿を含有する建材を用いることはまず考えられないし、もし用いたとしても、どこにどれだけ石綿を使用しているかは、事業者の名古屋市が承知しているはずであり、その事実を記載すればすむ。この事前配慮で必要なことは p72 の調査、予測の手法を具体的に示し、調査の範囲、調査方法、除去対象などは、マニュアルに従うだけなのか、事業者として環境に配慮するさらなる方法を検討したのか、さらには、結果の公表はどうするのかなどを記載すべきである。 なお、「建設廃棄物適正処理マニュアル」は、発行責任者、発行年も記載されていないが、「日本産業廃棄物処理進行センター」が発行したものなら、最新版は、平成 23 年 3 月 30 日付通知で示された「建設廃棄物処理指針(平成 22 年度版)」及び平成 23 年 3 月 31 日付通知で示された「石綿含有廃棄物等処理マニュアル(第 2 版)」と関係する法令・告示・通知・参考資料等を収載したものであり、「石綿含有廃棄物等処理マニュアル(第 2 版)」は重複しており、「建設廃棄物処理指針(平成 22 年度版)」を記載すればすむことである。
施設の存在・供用時を想定した配慮	[高度な処理装置について] p15 存在・供用時の事前配慮事項として「高度な排ガス処理装置・水処理装置を設置する。」とあるが、「高度」だけでは理解できない。ダイオキシン類の再合成防止や除去を図ることなど主たる目的を記載すべきである。また、既存の処理装置と比べてどこを改良するのも明記すべきである。 p15 存在・供用時の事前配慮事項として「高度な排ガス処理装置・水処理装置を設置する。」とあるが、高度な処理施設を設置すればすむわけではない。それぞれの施設の維持管理についても配慮事項を記載すべきである。たとえば、ダイオキシン類対策として、燃焼温度、ガス滞留時間等の管理、定期的な調査を実施、維持管理や周辺環境の測定結果に関する情報公開などを記載すべきである。

事業者の見解	対応頁
○工事中の建設機械につきましては、工事仕様書の中で、「国土交通省が指定した排出ガス対策型建設機械等を使用すること」と記載します。	p24, 106
○工事中の工事関係車両につきましては、可能な限り車種規制適合車を使用するよう指導してまいります。	p24, 126
○本事業につきましては、大量のゆう出水の発生を伴うような大規模な掘削作業は想定しておりません。	p51-52
○飛散性石綿（吹付け石綿等）については、使用されていないことを確認しておりますが、非飛散性石綿（成形板等）については、富田工場竣工時は一般的な建材であったことから、使用されている可能性がありますので、既存資料調査を行いました。その結果、ガasketや保温材の一部に非飛散性石綿が使用されている可能性があることが確認されました。このことにつきましては、準備書に記載しました。 ○そのため、既存設備の解体・除去作業については「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル 2014.3」（平成 26 年 環境省水・大気環境局大気環境課）及び「廃棄物処理施設解体時等の石綿飛散防止対策マニュアル」（環境省，平成 18 年）に、処理については「石綿含有廃棄物等処理マニュアル(第 2 版)」（平成 23 年 3 月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）及び「建設廃棄物適正処理マニュアル」（平成 23 年 8 月 公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター）に従って適切に実施します。 ○「建設廃棄物適正処理マニュアル」には、各種法令・告示・通知・参考資料等が記載されておりますので、これらも踏まえまして廃棄物を適正に処理していきたいと考えております。	p81 資料編 p50 p24-25
○ばい煙の排出に伴うダイオキシン類対策としては、燃焼温度、ガス滞留時間等の管理により安定燃焼の確保に努めるとともに、排ガス処理を行うなど適正に管理してまいります。 ○設備更新時の処理装置の詳細は未定ですが、周辺環境への負荷を低減するために適切な処理設備を設置いたします。 ○現在でも本市のごみ焼却工場における排ガス濃度などの測定結果や維持管理状況につきましては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号）に基づき、閲覧及び公開をしております。設備更新後の稼働時につきましても、インターネット等を積極的に利用して情報公開を進めてまいります。	p7, 14-15 p14-15 p53

(3) 事業予定地及びその周辺地域の概況

項目	意見の概要
社会的状況	[供用時の調査と結果の公表について] 近年では千音寺地区も住宅、住民が増え、0～14才の小さい子供の割合も多くなり、近くにははとり中学校もあります。やはり将来にわたっての健康被害が一番、心配です。 稼働しはじめてから大気質、騒音・悪臭などの公害を生活していて感じるものがあつた場合は、一時停止させるなどして、対応して頂けるのでしょうか？ パソコンで方法書、閲覧しました。24時間運転ということですが夜間の騒音、機械音などはしないのでしょうか。65ホン以下でもいいのでは。排ガス濃度・ばいじん、土壌ダイオキシンなど、化学物質は前回、稼働していた時は最大値の値が、定量限界値を越えているものもありました。再稼働の際は環境基準をただクリアするだけでなく、煙突からの化学物質などが最大時でも定量限界値を下回るように最新の技術で、より厳しく対策を徹底して頂きたいです。 名古屋市の調査だけでなく、第3の民間機関も独自で調査し、数値を測定して公開して環境問題に取り組んでいく、しくみ作りをしてほしいです。
	[更新後の工場の運転について] そして、長期にわたっての工場運転は、子どもたちの将来的な健康被害の確率が高くなりますので、南陽工場が修復したら、停止するなど最短の運転をお願いしたいです。 南陽工場は海も近いですし、富田工場より民家も少ないと見受けられます。どうして縮小されるのでしょうか。 一例ですが、岡崎市では山の奥の民家のないところで一括して、ごみ処理をしています。 名古屋市の他のごみ処理場の近くも民家はこれ（富田地区）ほど、あるのでしょうか。 以前の富田千音寺地区とは違いますし、近くに大勢の人々が生活していることを忘れないで頂きたい。 お忙しいとは思いますが、市民の健康・住みやすい町作りをどうぞ宜しくお願い申し上げます。
	[旧富田工場の操業状況について] p-17 事業予定地及びその周辺地域の概況で「事業予定地では、平成元年から富田工場が稼働しており、平成21年3月に休止した。平成20年度に行われた排ガス濃度等の測定結果は資料2にしめすとおりである。」とあるが、資料2は最終の平成20年度の測定結果だけではなく、主要な項目の経年変化を示し、設備を更新せざるを得ない測定結果が出てきたのかを確認できるように追加すべきである。その上で本文にその評価を記載すべきであるし、測定結果に問題がなければ、その他のどんな部分でどんな不都合が出てきて更新が必要なのかを追加記載すべきである。更に、施設規模、構造、環境保全対策の内容、環境保全目標の内容と遵守状況など、旧富田工場の操業状況が分かるようにすべきである。たとえば、ダイオキシン類の排出濃度は2008年度は1号炉煙突0.011(2008.6.27)、0.0022(2009.1.16)、2号炉煙突0.000057(2008.5.13)、0.012(2008.10.17)など、市民がそれなりに安心できる数字があるはずである。

事業者の見解	対応頁
○設備更新後の稼働時は市内の他のごみ焼却工場と同様に 24 時間連続運転を行います。工場に運転員が常駐して運転状態を監視し、周辺環境への影響が小さくなるよう努めてまいります。また、設備更新後の稼働時に大気質・騒音・悪臭などお気づきの点がございましたら、工場にご連絡頂ければ、状況を確認した後、適切な対応を行ってまいります。 ○現在でも本市のごみ焼却工場における排ガス濃度などは、民間の計量証明機関で測定し、その結果や維持管理状況につきましては公開しております。設備更新後の稼働時につきましても、インターネット等を積極的に利用して情報公開を進めてまいります。 ○周辺環境への影響が軽微となるような排出濃度等を設定し、準備書に予測・評価の結果を記載するとともに、設備更新後の稼働時は適切な運転・管理に努めてまいります。	p53 p15, 130, 181, 203
○現在、南陽工場は市内の半分程度のごみ処理能力を有しており、南陽工場が停止しますと、ごみ処理が滞るリスクを抱えております。そこで、平成 32 年度に南陽工場を休止した際には、設備更新により規模を縮小して、本市のごみ焼却工場の設備規模の平準化を目指しております。 ○南陽工場の設備更新後には、老朽化する他のごみ焼却工場を順次整備していく計画としておりますので、設備更新後の富田工場は可能な限り長期間有効利用をしていきたいと考えております。 ○現在稼働している南陽、猪子石、五条川及び鳴海工場におきましても、地域の皆様のご理解を得ながら運転・管理を行っておりますので、富田工場につきましても、ご理解を頂けるように、適切な運転・管理に努めてまいりたいと考えております。	p3-4
○既存設備稼働時につきましては、適切なメンテナンスを行い、排ガス濃度等の基準を遵守するよう、維持・管理を行ってまいりました。この間、基準値を超過するなどの異常や設備の不具合は生じておりません。 ○既存設備稼働時の主な測定結果につきましては、資料編に記載しました。	p26-27 資料編 p2-6

項目	意見の概要
社会的状況	[排出ガス中の水銀の指針値について] p37 環境基準等の(ア)大気質で一般的な説明が3行しかないが、廃棄物焼却炉特有の問題が分かるようにすべきである。水銀については大気汚染防止法第18条の20～22(有害大気汚染物質対策の推進)に基づき、低濃度であっても長期的な摂取により健康影響が生ずるおそれのある物質で、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるよう施策を講じることとされている有害大気汚染物質248種類、そのうち特に優先的に対策に取り組むべき物質(優先取組物質)として23種類がリストアップされている。この中に水銀が含まれており、大気環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値(指針値):水銀(水銀蒸気)0.04μgHg/m³以下(年平均値)が定められている。資料3では「指針値が定められている物質」として項目と値だけが記載してあるが、こうした情報を記載して指針値が環境基準に類する性格を有することを明記すべきである。
	[排出ガス中の塩化水素の規制値について] p37 規制基準等の(ア)大気質で一般的な説明しかないが、廃棄物焼却炉特有の問題が分かるようにすべきである。塩化水素については、大気汚染防止法第2条で有害物質にしていされ、第3条で排出基準が定められ、廃棄物焼却炉についてはHCl(塩化水素)・700mg/m³N以下とされている(大気汚染防止法施行規則・別表第3)。こうした情報こそ記載すべきである。
	[排出ガス中の水銀の管理値について] p77 評価の手法で大気質のうち水銀については、環境基準こそないがそれに類するものとして、大気汚染防止法第18条の20～22(有害大気汚染物質対策の推進)に基づき、低濃度であっても長期的な摂取により健康影響が生ずるおそれのある物質で、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるよう施策を講じることとされている有害大気汚染物質248種類、そのうち特に優先的に対策に取り組むべき物質(優先取組物質)として23種類がリストアップされている。この中に水銀が含まれており、大気環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値(指針値):水銀(水銀蒸気)0.04μgHg/m³以下(年平均値)が定められている。また、日本では排出ガスの規制はないが、EUでは焼却炉の排ガス規制値として0.05mg/m³が定められており、全国各地でこの値を自主規制値としている。たとえば、2010年6月から7月にかけて、東京23区の4清掃工場(足立、板橋、光が丘<練馬区>)、千歳<世田谷>)の5つの焼却炉で、排ガス中の水銀が自主規制値0.05mg/m³を越えて検出され、焼却炉の稼働を中止した事例もある。こうしたことを参考に、排出ガスの自主規制値、周辺環境の保全目標値を定めるべきである。
	[排出ガス中の塩化水素の管理値について] p77 評価の手法で大気質のうち塩化水素については、環境基準こそないが大気汚染防止法第2条で有害物質にしていされ、第3条で排出基準が定められ、廃棄物焼却炉についてはHCl(塩化水素)・700mg/m³N以下とされている(大気汚染防止法施行規則・別表第3)。また、塩素化エチレンの製造の用に供する塩素急速冷却施設、塩化第二鉄の製造の用に供する溶解槽、活性炭の製造の用に供する反応炉では80mg/m³N以下とされている。こうした例を参考に排出ガスの自主規制値を定めるべきである。

事業者の見解	対応頁
○指針値に関する説明につきましては、準備書の環境基準等の説明に記載しました。	p50 資料編 p19
○排出基準等の各種規制値に関する説明につきましては、準備書の規制基準等の説明に記載しました。	p50-53 資料編 p31-49
○排ガス中の水銀に係る管理値につきましては、準備書において適切に設定し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に規定する設置届の添付書類である維持管理に関する計画に記載します。維持管理に関する記録につきましては、同法の規定に従い、名古屋市公式ウェブサイトにて公表します。	p15, 53
○排ガス中の塩化水素に係る管理値につきましては、準備書において適切に設定し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に規定する設置届の添付書類である維持管理に関する計画として提出するとともに、名古屋市公式ウェブサイトにて公表します。	p15, 53 資料編 p33

項目	意見の概要
社会的状況	[ゆう水を伴う掘削工事について] p38 規制基準等の(カ)地盤では、市条例は揚水許可しか記載がないが、今回の事業に関係する可能性のある地下水のゆう出を伴う掘削工事についての規制内容をこの部分で記載すべきである。「第 79 条 地下水のゆう出を伴う掘削工事を施工する者は、周辺の地盤及び地下水位に影響を及ぼさないよう、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」、「第 80 条 規則で定める掘削工事(ゆう出水を汲み上げるポンプ等の吐出口の断面積の合計が 78cm² を超える場合)を施工しようとする者は、…市長に届け出なければならない。」、「第 81 条 前条第 1 項の規定による届出をした者は、規則で定めるところにより、地下水のゆう出量その他の規則で定める事項を市長に報告しなければならない。」、最後に市長の責務(地下掘削工事に係る指導)として「第 82 条 市長は、地下掘削工事が行われることにより、その周辺の地盤又は地下水位に大きな影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該地下掘削工事を施工する者に対し、工事の方法等について必要な指導及び助言を行うことができる。」を追加記載する必要がある。
	[土壌調査と届出について] p38 関係法令の指定・規制等の(キ)土壌で、大規模な土地(3,000m² 以上)の改変を行うので、土壌汚染対策法の内容だけでは不足である。名古屋市環境保全条例は法の不備を補って第 55 条(土地改変時の調査)で「特定有害物質等取扱事業者は、…(500m² 以上の)土地の改変を使用とするときは、土壌汚染等対策指針に基づき、当該改変に係る土地の土壌及び地下水の汚染の状況を調査し、規則で定めるところにより、その結果を市長に報告しなければならない。」としていることを記載すべきである。また、富田工場が特定有害物質等取扱事業者に該当するかどうかは微妙なところであるが、焼却場という性格から、カドミウム、六価クロム、鉛など 25 項目の特定有害物質を間接的に取り扱う事業所としてとらえ、調査を実施すべきである。更に、2004 年 2 月に旧鳴海工場解体時に土壌からダイオキシン類が 1200pg-TEQ/g と環境基準を超えて検出された事例もあることから、敷地内の特定有害物質及びダイオキシン類について土壌調査を調査すべきである。その結果、当該土地の土壌又は地下水が汚染され、又は汚染されているおそれがあるかどうかの判断や調査方針も示して実行すべきである。

事業者の見解	対応頁
○環境保全条例に基づく「地下水のゆう出を伴う掘削工事」の規制内容につきましては、準備書に記載しました。	p51 資料編 p46
○環境保全条例に基づく特定有害物質等取扱事業者に係る規制内容につきましては、準備書に記載しました。 ○「土壤汚染対策法第3条第1項の土壤汚染状況調査について」（平成15年5月14日 環水土発第030514001号）において、ごみ焼却工場は有害物質の製造、使用又は処理に該当しないとされておりますが、廃棄物処理施設であった地歴も考慮し、「土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン（改訂第2版）」（平成24年8月 環境省水・大気環境局土壤環境課）及び「ダイオキシン類に係る土壤調査測定マニュアル」（平成21年3月 環境省水・大気環境局土壤環境課）に基づき、調査を行いました。 ○その調査結果につきましては、準備書に記載しました。	p52 p224-226

項目	意見の概要
社会的状況	[廃棄物処理法に基づく申請書等の縦覧等の手続きについて] p39 関係法令の指定・規制等の②廃棄物関係法令では、1)事業系廃棄物、2)建設廃材等の2項目だけであるが、今回の廃棄物処理施設そのものの規制、必要な手続きが欠落しているため追加記載すべきである。廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九条の三（市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設の届出）では「市町村は、…一般廃棄物処理施設を設置しようとするときは、環境省令で定めるところにより、第八条第二項各号に掲げる事項を記載した書類及び…周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。…書類を作成するに当たっては、政令で定める事項について条例で定めるところにより、前項に規定する調査の結果を記載した書類を公衆の縦覧に供し、当該届出に係る一般廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者に生活環境の保全上の見地からの意見を提出する機会を付与するものとする。」とされている。まずは、この内容を追加記載するとともに、環境影響評価条例との関係も記載すべきである。「条例で定める」は「名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」のはずであるが、第5章・一般廃棄物処理施設の設置等に係る縦覧等の手続では、全国都市清掃会議が示した「一般廃棄物処理施設の設置に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例案（モデル条例）」「（環境影響評価との関係）施設の設置又は変更に関し、…〇〇市環境影響評価条例に基づく環境影響評価に係る公告、縦覧等の手続を経たものは、…手続を経たものとみなす。」という規定もないため、環境影響評価条例の公告、縦覧等の手続とは別に、廃棄物処理法の公告、縦覧等の手続を行う必要があることになるが、この手続きをどのように行うのかを明確にすべきである。
	[名古屋市における二酸化炭素排出量について] p43 「環境保全に関する計画」の名古屋市第3次環境基本計画をより具体的に「低炭素都市」の指標として、温室効果ガスの排出量を1990年（平成2年）と比べて2020年（平成32年）に25%削減すると数値目標を示していることを明記し、予測結果を評価する際の参考とできるようにすべきである。つまり1990年の1,620万トン-CO₂を2,020年に1,215万トン-CO₂にする目標が2009年実績は1,411万トン-CO₂にしかっていないことを明記すべきである。
	[一般廃棄物処理施設の維持管理計画について] p77 環境の保全のための措置の検討で「(2)国、愛知県又は名古屋市による基準又は目標の達成に努める」ことを「目的として環境の保全のための措置を検討する」とあるが、いわゆる環境基準や規制基準、行政計画だけではなく、それらを参考に事業者の排出自主規制値、周辺環境の保全目標値を定め明記すべきである。廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九条の三（市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設の届出）で「市町村は、…一般廃棄物処理施設を設置しようとするときは、…第八条第二項各号に掲げる事項（筆者注：維持管理に関する計画など）を記載した書類及び…周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。」とされ、事業者の自主目標である維持管理に関する計画は重要な意味を持つ。同じ第九条の三で「知事は…設置に関する計画若しくは維持管理に関する計画に適合しないと認めるときは、必要な改善を命じ、又は期間を定めて当該一般廃棄物処理施設の使用の停止を命ずることができる。」とされているほどである。この維持管理に関する計画を事業者の排出自主規制値、周辺環境の保全目標値として早い時期に公表し、意見を求めるべきである。

事業者の見解	対応頁
○「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令に基づく手続きを準備書に記載しました。これらの手続きにつきましては、今後適切に行ってまいります。	p53
○「名古屋市第3次環境基本計画」（平成23年12月 名古屋市）における温室効果ガス削減目標及び進捗状況につきましては、準備書に記載しました。	p57-58
○維持管理に関する計画につきましては、環境影響評価書を提出した後、準備が整い次第「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく設置届の添付書類として提出するとともに、名古屋市公式ウェブサイトにて公表いたします。	p53

項目	意見の概要
自然的条件	〔周辺環境の保全等について〕 P. 15 生活環境保全・景観とあります。また都市計画に富田公園づくりとあります。 富田工場の方から富田公園に流れる服部川（服織橋）が、我が家の前にありますが、とても汚く景観が悪いです。ごみ処理場の近くで河川が近くにあると住んでいてイメージも悪いです。小さい河川の定ギは『岸辺の散歩を楽しめる』とありますが学生たちも住民も「きたない」といって歩いていて、とても楽しめません。タイヤ・ごみ・へどろがたまり、草もしげっています。区に電話すると1回だけそうじに来てくれました。が、その後、また汚れていきます。服部川は清掃の定期サイクルには組まれていないのでしょうか。最低でも年2回は川の中をきれいにして頂きたいです。できれば、富田工場から一番近いといってもいいぐらいの川ですので服織川を水域対象にして測定して頂きたい。千音寺地区は富田支所の数値より富田工場そのものの数値に近いと思います。偽りのない数値を公開して対応対策して頂きたいです。 春、あたたかくなると川が臭い、夏は川でウシガエルがうるさく、秋は近隣の畑の野焼きの煙で夜中も日中ものどがイガイガし、冬は川から小虫が大量発生するという1年サイクルで、とても名古屋市という、感じがしません。工場もそうですが、まず住みやすいように近隣の環境を整えて頂きたいです。 〔土壌汚染状況について〕 p44 自然的条件で土壌汚染の状況について、「1)地歴、2)PCB、3)ダイオキシン類」の3項目が調査してあるが、事事予定地及びその周囲の調査対象地域では、土壌汚染対策法に基づく「要措置区域、形質変更時要届出区域」に指定されている区域の有無、廃棄物処理法第15条の17に基づく「廃棄物が地下にある土地」に指定されている区域の有無を追加すべきである。 p44 自然的条件で土壌汚染の状況 3)ダイオキシン類について、「調査対象区域内における調査結果」として、平成14年と15年の3地点で「全ての地点で環境基準を満たしている。」とあるが、年間にわずか約4地点の調査と少ないため、約10年前の調査結果しかない。土壌のように局地的な高濃度があり得る場合は、立地に当たり、詳細な特別調査が必要である。特に昭和39年(1964)、富田焼却所竣工以来、平成元年(1989年)富田工場竣工、平成21年3月休止まで35年近く稼働していた古い焼却施設のため、周辺土壌にダイオキシン類が蓄積されていることは十分予想される。調査対象区域内だけではなく、事業予定地での調査結果をまとめて記載すべきである。p72で土壌調査の「既存調査資料」として「事業予定地内での汚染の把握」とあるので、すでに基本的な土壌のダイオキシン類調査は実施しているはずである。 p47 土壌汚染の状況でダイオキシン類についてだけが調査対象区域内のことを調査しているが、他の有害物質についても調査し、中川区33件とあま市内で過去に行政が記者発表した汚染事例を調査し、調査対象区域内での事例の有無、あればその紹介をすべきである。また、土壌汚染対策法に基づく区域の指定として、「要措置区域(法第6条)」、「形質変更時要届出区域(法第11条)」の有無も記載すべきである。また、事業予定地での調査結果もまとめて記載すべきである。p72で土壌調査の「既存調査資料」として「事業予定地内での汚染の把握」とあるので、すでに基本的な土壌の特定有害物質調査は実施しているはずである。

事業者の見解	対応頁
○富田工場内で発生した工場系排水及び生活排水につきましては、排水処理装置で処理した後、富田工場内で極力再利用いたします。 ○排水につきましては、下水道への排水基準を遵守するよう適切な排水処理を行い、下水道放流することとしており、環境影響評価項目には選定しておりません。 ○服部川やその周辺の環境に対してご意見をいただいた旨を関係部署にお伝えいたしました。	p7, 14-15
○事業予定地及び調査対象区域内では「土壤汚染対策法」（平成 14 年法律第 53 号）に規定する要措置区域及び形質変更時要届出区域、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第 15 条の 17 第 1 項に規定する指定区域（廃棄物が地下にある土地）の指定はされていません。このことにつきましては、準備書に記載しました。 ○また、これまで事業予定地内で土壤汚染調査を行ったことはないことから、土壤の既存資料調査として「地歴調査」により「事業予定地における特定有害物質の使用状況の把握」を行いました。 ○既存資料調査の結果に基づき実施した土壤汚染調査結果につきましては、準備書に記載しました。 ○なお、方法書 47 頁には、「土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン（改訂第 2 版）」及び「ダイオキシン類に係る土壤調査測定マニュアル」の考え方を準用し、ダイオキシン類の状況についてのみ記載しました。	p62 p59, 223-224 p224-226

項目	意見の概要																																
自然的状況	[周辺地域でのダイオキシン類特定施設からの報告について] p53 自然的条件で大気質について、「富田支所では現在、ダイオキシン類の測定は行われていないが、平成 19 年度までは測定を行っていた。平成 15～19 年度の測定結果は…5 年間とも環境基準を達成していた。なお、名古屋市内では 4 地点、あま市内では 1 地点で測定が行われており、平成 23 年度…全地点で環境基準を達成している。」だけを示しているが、既存データの調査としては不足している。廃棄物処理法で民間の一般廃棄物処理施設(第 8 条の 2)と産業廃棄物処理施設(第 15 条の 2)許可の基準等で「施設に係る周辺地域の生活環境の保全及び環境省令で定める周辺の施設について適正な配慮がなされたものであること。」とされ、具体的には施行令第 5 条の 3 で「ダイオキシン類による大気汚染に係る環境上の条件についての基準であつて、…施設の過度の集中による生活環境への影響を勘案して環境大臣が定める」としている。民間の見本となるべき自治体は、率先してこの許可基準を遵守すべきであり、そのため、周辺の焼却施設の立地状況、ダイオキシン類の排出量を把握すべきである。少なくとも、ダイオキシン類の排出濃度については、毎年度、事業者が報告している結果をあま市分は愛知県、名古屋市分は名古屋市が「ダイオキシン類に係る事業者測定結果一覧(排出ガス)」として公表している。また、排出ガス量はそれぞれの施設の届出書に記載してある。調査対象区域分の事業所について記載すべきである。 <table><tr><td>愛知県公表 (2012. 10. 23)</td><td>廃棄物焼却炉</td><td></td><td>ng-TEQ/m³_N</td></tr><tr><td>(株)海部清掃美和営業所</td><td>あま市二ツ寺字上長 2-1</td><td>H23. 11. 7</td><td>0. 73</td></tr><tr><td>中京油脂(株)名古屋工場</td><td>あま市小橋方字南山西 146</td><td>H23. 9. 15</td><td>0. 31</td></tr><tr><td>名古屋市五条川工場</td><td>あま市中萱津字奥野</td><td>H24. 1. 25</td><td>0. 000082 など</td></tr><tr><td>名古屋市公表 (2012. 6. 15)</td><td>廃棄物焼却炉</td><td></td><td></td></tr><tr><td>名古屋掖済会病院</td><td>中川区松年町 4-66</td><td>H23. 5. 9</td><td>5. 7</td></tr><tr><td>名古屋市公表 製鋼用電気炉</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>中部鋼鉄株式会社製造</td><td>中川区小碓通 5 丁目 1 番地</td><td>H23. 11. 27</td><td>0. 012</td></tr></table>	愛知県公表 (2012. 10. 23)	廃棄物焼却炉		ng-TEQ/m ³ _N	(株)海部清掃美和営業所	あま市二ツ寺字上長 2-1	H23. 11. 7	0. 73	中京油脂(株)名古屋工場	あま市小橋方字南山西 146	H23. 9. 15	0. 31	名古屋市五条川工場	あま市中萱津字奥野	H24. 1. 25	0. 000082 など	名古屋市公表 (2012. 6. 15)	廃棄物焼却炉			名古屋掖済会病院	中川区松年町 4-66	H23. 5. 9	5. 7	名古屋市公表 製鋼用電気炉				中部鋼鉄株式会社製造	中川区小碓通 5 丁目 1 番地	H23. 11. 27	0. 012
愛知県公表 (2012. 10. 23)	廃棄物焼却炉		ng-TEQ/m ³ _N																														
(株)海部清掃美和営業所	あま市二ツ寺字上長 2-1	H23. 11. 7	0. 73																														
中京油脂(株)名古屋工場	あま市小橋方字南山西 146	H23. 9. 15	0. 31																														
名古屋市五条川工場	あま市中萱津字奥野	H24. 1. 25	0. 000082 など																														
名古屋市公表 (2012. 6. 15)	廃棄物焼却炉																																
名古屋掖済会病院	中川区松年町 4-66	H23. 5. 9	5. 7																														
名古屋市公表 製鋼用電気炉																																	
中部鋼鉄株式会社製造	中川区小碓通 5 丁目 1 番地	H23. 11. 27	0. 012																														
	[温室効果ガスの評価について] p59～60 自然的条件で温室効果ガス等で、平成 21 年度の部門別二酸化炭素排出量(計 1411 万トン CO2)を示し、運輸が 30. 8%を占めること、市内 2 箇所での二酸化炭素濃度が「天白区では年々増加している」ことが記載されているが、名古屋市第 3 次環境基本計画の低炭素都市の指標目標で排出量削減率を 2020 年度には 1990 年比 25%削減としていること、その指標目標に対してどの程度の進捗状況なのかを追加記載して、今後の準備書での予測を評価する参考とすべきである。																																

事業者の見解	対応頁
○平成 19 年度から平成 24 年度の間、調査対象区域内にはダイオキシン類特定施設を設置している事業者からの測定結果は報告されておりませんでした。このことにつきましては、準備書に記載しました。 資料) 「ダイオキシン類に係る事業者測定結果（平成 19～24 年度）」（名古屋市） 「平成 19～24 年度ダイオキシン類の環境調査結果及び発生源測定結果について」（愛知県）	p68
○「名古屋市第 3 次環境基本計画」における温室効果ガス排出量削減目標及び現状につきましては、準備書に記載しました。 ○計画施設に係る温室効果ガス等の影響につきましては、工事中及び供用時について予測・評価を行いました。評価にあたりましては「名古屋市第 3 次環境基本計画」における取組方針等を参考に、既存施設の排出量との比較を行い、また、事業者の実行可能な範囲で低減されているか否かについて評価を行いました。	p57-58 p235-237 p240-244

(4) 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査及び予測の手法

項目	意見の概要
環境影響評価の項目	[硫黄酸化物の環境濃度について] p63 環境影響評価の項目の抽出で、大気質の硫黄酸化物については、施設の稼働時だけ選定してあるが、ディーゼルエンジンの軽油からの影響が大きいため、「工事関係車両の走行」と「建設機械の稼働」で環境影響評価の項目に追加すべきである。ちなみに武豊町の愛知臨海環境整備センターの最終処分場の環境影響評価でも項目に選定されている。
	[微小粒子状物質の測定について] p63 環境影響評価の項目の抽出で、環境要素の区分の大気質は、浮遊粒子状物質、窒素酸化物、二酸化硫黄、塩化水素、石綿、ダイオキシン類、水銀の7項目しかないが、資-3の環境基準でも紹介されている2009年9月9日に告示された「微小粒子状物質」の項目を追加すべきである。p66の大気質の現地調査で「微小粒子状物質」を事業地内1地点で実施する計画となっておりこのままでは整合がとれない。
	[水質の評価について] p63 環境影響評価の項目の抽出で、水質について何も抽出していないが、工事中及び存在・供用時のいずれでも、水質の有害物質等を選定すべきである。P65で「施設稼働時の排水は、処理施設内で再利用し、公共下水道に排水するため、周辺への影響は少ないと考えられる。」とあるが、場内雨水に廃棄物からの有害物質が含まれる可能性があるため、その対策も含めて調査、予測、評価を行うべきである。
	[生態系に係る調査について] p63 環境影響評価の項目の抽出で、動物、植物、生態系が全て選定しないことになっているが、ほぼ3年間の休止は、動植物の定着に十分な時間である。工事中、存在・供用時ともに、最低限の現地調査を行い、必要なら何らかの措置をとるため、環境影響評価の項目として選定すべきである。

事業者の見解				対応頁											
○「二酸化硫黄」は一般局、自排局ともに、環境基準を大きく下回っております。 <table><tr><td></td><td></td><td>日平均値の 2%除外値 (ppm)</td><td>環境基準 (ppm)</td></tr><tr><td>一般局</td><td>八幡中学校 (中川区)</td><td>0.004</td><td rowspan="2">0.04</td></tr><tr><td>自排局</td><td>テレビ塔 (中区)</td><td>0.004</td></tr></table> 資料)「平成 25 年度大気汚染常時監視結果」(平成 26 年 名古屋市) ○「道路環境影響評価の技術手法(平成 24 年度版)」(平成 25 年 国土技術政策総合研究所)には、「対象地域の二酸化硫黄の現況濃度が比較的高い場合に、項目を選定することとしている。なお、比較的高い場合とは、日平均値の 2%除外値が環境基準の 1/2 以上になる場合が目安と考えられる」とあります。 ○市内の二酸化硫黄の測定結果から、比較的高い場合には該当しないと考えられることから、二酸化硫黄を環境影響評価の項目に選定しておりません。						日平均値の 2%除外値 (ppm)	環境基準 (ppm)	一般局	八幡中学校 (中川区)	0.004	0.04	自排局	テレビ塔 (中区)	0.004	p65
		日平均値の 2%除外値 (ppm)	環境基準 (ppm)												
一般局	八幡中学校 (中川区)	0.004	0.04												
自排局	テレビ塔 (中区)	0.004													
○「微小粒子状物質」につきましては、近年の環境基準設定の動向を踏まえ、事業予定地内での現地調査を実施しました。 ○「微小粒子状物質」は予測手法が確立されていないことから、予測は行いませんでした。				p89-91 p96											
○工事中に廃棄物を屋外で保管する場合は養生をし、廃棄物が雨水に触れないようにします。また、供用時は廃棄物の保管や灰の積み込みは屋内で行います。				p14											
○現在も緑地の一部を剪定しておりますが、設備更新後の富田工場稼働時には、富田工場休止前と同様に剪定を行うなど、適切な維持・管理に努めてまいります。 ○そのため、本設備更新事業による動物、植物等に対する影響に変化はないものと考えており、環境影響評価の項目として選定しておりません。				p244, 262 p80											

項目	意見の概要
環境影響評価の項目	[ゆう出水による地下水への影響について] p65 環境影響評価の項目として抽出しなかった理由で、「地下水」は「工事中の排水は、必要に応じて水処理装置を経て公共下水道に排水するため、周囲への影響は小さいと考えられる。」ということで環境影響評価の対象から除外しているが、掘削工事により膨大なゆう出水が予想され、汚染された地下水がそのまま放流されるおそれがある。現に p64 で「汚染土壌の飛散等の影響が考えられる」ため土壌を項目として抽出している。汚染土壌があればまず地下水が汚染されるため、周辺地下水の現地調査を実施し、工事による「ゆう出水」が本当に環境に影響を与えないかを真剣に検討すべきである。
調査及び予測の手法	[常監局である富田支所の位置について] p66 大気質の現地調査で「一般環境は事業予定地及びその周辺計 5 地点」とあるが、周辺 4 地点の内、p75 の現地調査地点図の南西側の地点は富田支所であることを明記すべきである。そうしないと「富田支所では常時監視測定局で測定を行っていない二酸化硫黄、塩化水素、ダイオキシン類及び水銀を測定」の意味が不明となる。
	[バックグラウンド濃度の把握方法について] p66 大気質の現地調査目的で「予測・評価のためのバックグラウンド濃度の把握」とあるが、現地調査の結果をどのように用いてバックグラウンド濃度を把握するのか不明である。計 5 地点のうち、1 年間の調査を行うのは、事業予定地の南西約 800m の富田支所の浮遊粒子状物質及び窒素酸化物だけであり、その他の項目はもちろん、事業予定地及び周辺 3 地点は全て「四季について各 1 週間」の調査時期である。こうした年間四季各 1 週間のデータでバックグラウンド濃度をどのように設定するのか、最終的には富田支所のデータをそのままバックグラウンド濃度にしてしまうのではないか。しかし、事業予定地と富田支所の間には国道 302 号(環状 2 号線)が存在し、夏季期と冬季では双方の傾向は異なる。そうしたことがないよう、意見が出せるようバックグラウンド濃度の設定方法を明記すべきである。
	[設備更新による削減効果について] p66、p73 大気質及び温室効果ガスの供用時の現地調査に、旧富田工場の排出源条件（排出ガス量、窒素酸化物排出量等）を追加して、更新設備により、どの程度の削減効果があるかを説明出来るようにすべきである。
	[路面平坦性の振動予測への影響について] p69 振動の現地調査の調査事項で「路面平坦性」を追加すべきである。予測方法では路面平坦性が必要となってくる。整備基準と現状とは大きくかけ離れていることが多いため、現状の路面平坦性を測定しておくべきである。

事業者の見解	対応頁
○本事業につきましては、大量のゆう出水の発生を伴うような大規模な掘削作業は想定しておりません。	p51-52
○方法書 75 頁 図 5-3-1 の「一般環境調査（大気質）」の南西側は富田支所になります。 ○他の調査地点の名称につきましても準備書に記載しました。	p65-66 p90, 109
○バックグラウンド濃度の設定につきましては、富田支所の測定結果及び現地調査結果を用いて適切なバックグラウンド濃度を設定し、予測・評価を行いました。	p99, 104 119, 124 131, 144 158, 161 資料編 p78-80 121-124
○既存資料調査としまして、富田工場建設時の環境影響評価書（「名古屋市環境事業局富田工場（仮称）建設事業に係る環境影響評価書」（昭和 60 年 5 月））などを活用しました。 ○設備更新前後の排ガス諸元による大気質及び温室効果ガスへの影響を予測し、効果の確認を行いました。	p129-130 141, 243
○道路振動の予測においては、現況振動レベルに対し、工事中又は供用時の増加交通量による振動レベルの増加分を予測、加算する方法で行うことにより、現状の路面平坦性等を加味した予測を行いました。ただし、新設される道路については、修繕の必要性の判断の目安となる凹凸の値から、安全側となる値を用いて予測を行いました。	資料編 p162-163

(5) 評価の手法

項目	意見の概要
全 般	p77 評価の手法を「(1)事業者の実行可能な範囲で回避または低減されているか否か、あるいは改善されているかについて評価する。(2)環境基準や目標値が示されている環境要素については、調査、予測結果との整合性について評価する。」として、該当する環境要素を示しているが、大気質、騒音、振動、悪臭、土壌、緑地等は(1)と(2)で重複しており両方の評価をすると理解できるが、低周波音、廃棄物等、温室効果ガス等、安全性については(2)の環境基準や目標値では評価しないことになっているが不十分である。それぞれの項目について、最低限守るべき規制基準や市の計画で目標が定められているものもあるはずであり、環境基準や目標値に準ずるものを真剣に探し出し、可能な限り定量的な予測と評価をすべきである。
大気質	p77 評価の手法で大気質は(1)と(2)で重複しており、全ての項目で環境基準や目標値があるかのような表現であるが、予測項目のうち、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、二酸化硫黄、ダイオキシン類は、それぞれ環境基準があるため(2)で評価することは当然であるが、まずそのことを明記し、環境基準のない塩化水素、水銀、解体工事中の石綿についてどう評価するのか明記すべきである。
騒 音	p77 評価の手法で騒音は(1)と(2)で重複しており、全ての項目で環境基準や目標値があるかのような表現であるが、予測項目のうち、建設中及び稼働時の交通騒音については、環境基準があるため(2)で評価することは当然であるが、道路に面する地域より更に緩い「幹線交通を担う道路に近接する空間」の特例環境基準を用いるのではなく、せめて道路に面する地域の環境基準を準用すべきである。また、環境基準のない建設機械騒音、施設稼働騒音についてはどう評価するのか明記すべきである。それぞれ規制基準があるが、評価は規制基準ぎりぎりまで認めるのか事業者として独自の厳しい目標を用いるのか明記すべきである。
振 動	p77 評価の手法で振動は(1)と(2)で重複しており、全ての項目で環境基準や目標値があるかのような表現であるが、振動については環境基準は定められていない。「国、愛知県又は名古屋市による基準又は目標」とは何を考えているかを明記すべきである。建設機械振動、施設稼働振動については規制基準があるが、評価は規制基準ぎりぎりまで認めるのか、事業者として独自の厳しい目標を用いるのか明記すべきである。また、建設中及び稼働時の交通振動については、交通騒音のような環境基準がないが、まさか、振動規制法第16条の要請限度（道路管理者に対し…舗装、維持又は修繕の措置を執るべきことを要請し、又は都道府県公安委員会に対し道路交通法の規定による措置を執るべきことを要請するものとする。）と比較するような非常識な評価はしないと信じるが、明記していないことに不安を感じる。

事業者の見解	対応頁
○方法書で選定しました環境要素について、数値基準等があり定量的な予測及び評価が可能な項目である、大気質、騒音、振動、低周波音、悪臭、土壌及び緑地等につきましては、予測結果と基準値等との整合性について評価を行いました。 ○評価方法が上記の方法によりがたい環境要素につきましては、本事業による環境影響が、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減されているか否か、あるいは改善されているかについて評価を行いました。	予測全般
○排ガス中の塩化水素及び水銀につきましては、施設稼働時の予測結果と環境目標値及び指針値との整合性について評価を行いました。 解体工事中の石綿については、今回実施した現況調査及び予測の結果から、本事業による環境影響が、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減されているか否か、あるいは改善されているかについて評価を行いました。	p127-154 p81-82
○騒音に係る評価にあたりましては、工事中及び施設稼働時の騒音については予測結果と規制基準との、交通騒音については予測結果とその地点ごとに応じた環境基準との整合性について評価を行うとともに、事業者の実行可能な範囲で回避または低減されているか否か、あるいは改善されているかについて評価を行いました。	p165-189
○振動に係る評価にあたりましては、規制基準がある工事中及び施設稼働時の振動については予測結果と規制基準との整合性について評価を行いました。あわせて、予測結果と人間が振動を感じ始める閾値との整合性について評価を行うとともに、事業者の実行可能な範囲で回避または低減されているか否か、あるいは改善されているかについて評価を行いました。	p191-210

項目	意見の概要																																													
低周波音	p77 低周波音の評価の手法が「(1)事業者の実行可能な範囲で回避または低減されているか否か、あるいは改善されているかについて評価する。」とあり、基準等との比較はしないことになっているが、少なくとも低周波音苦情については、環境省の低周波音対応事例集(平成20年12月)で「低周波音苦情への対応のための参照値」という具体的な基準が提案されているのだから、「参照値は、低周波音についての対策目標値、環境アセスメントの環境保全目標値、作業環境のガイドラインなどとして策定したものではない。」とはいえ、低周波音苦情への対応として定量的にも評価すべきである。 低周波音苦情への対応のための参照値 (5～80Hz 及びG特性音圧レベル) <table><tr><td>1/3オクターブバンド中心周波数(Hz)</td><td>5</td><td>6.3</td><td>8</td><td>10</td><td>12.5</td><td>16</td><td>20</td><td>25</td><td>31.5</td><td>40</td><td>50</td><td>63</td><td>80</td><td>G特性</td></tr><tr><td>物的苦情に関する参照値</td><td>70</td><td>71</td><td>72</td><td>73</td><td>75</td><td>77</td><td>80</td><td>83</td><td>87</td><td>93</td><td>99</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>心身に係る苦情に関する参照値</td><td></td><td></td><td></td><td>92</td><td>88</td><td>83</td><td>76</td><td>70</td><td>64</td><td>57</td><td>52</td><td>47</td><td>41</td><td>92</td></tr></table> (dB)	1/3オクターブバンド中心周波数(Hz)	5	6.3	8	10	12.5	16	20	25	31.5	40	50	63	80	G特性	物的苦情に関する参照値	70	71	72	73	75	77	80	83	87	93	99				心身に係る苦情に関する参照値				92	88	83	76	70	64	57	52	47	41	92
1/3オクターブバンド中心周波数(Hz)	5	6.3	8	10	12.5	16	20	25	31.5	40	50	63	80	G特性																																
物的苦情に関する参照値	70	71	72	73	75	77	80	83	87	93	99																																			
心身に係る苦情に関する参照値				92	88	83	76	70	64	57	52	47	41	92																																
悪 臭	p77 評価の手法で悪臭は(1)と(2)で重複しており、環境基準や目標値があるかのような表現であるが、悪臭については環境基準は定められていない。規制基準があるだけであるが、評価は規制基準ぎりぎりまで認めるのか、事業者として独自の厳しい目標を用いるのか明記すべきである。																																													
温室効果ガス等	p77 温室効果ガス等の評価の手法が「(1)事業者の実行可能な範囲で回避または低減されているか否か、あるいは改善されているかについて評価する。」とあり、基準等との比較はしないことになっているが、少なくとも名古屋市第3次環境基本計画で、温室効果ガスの排出量を1990年の1,620万トン-CO2と比べて2020年に25%削減し1,215万トン-CO2とすることを低炭素都市の指標としているが、市環境白書で2009年実績は1,411万トン-CO2にしかになっていないことを明記したうえで、施設建設、施設稼働がこの現状、目標に対してどのような影響を与えるかを評価すべきである。																																													
緑地等	p77 評価の手法で緑地等は(1)と(2)で重複しており、環境基準や目標値があるかのような表現であるが、旧富田工場建設時の環境影響評価では、環境保全目標を「全敷地の20%以上の緑地を確保し、緑に包まれた施設とする」とし、当時の緑地配置計画によって、緑化面積約7,800㎡、緑化率約30%を確保している。これは、富田工場の緑地が住宅地との緩衝帯として機能しているだけでなく、散策路やゲートボール場の配置など、地元の意向を踏まえて整備した緑地となっているものである。これらの経緯から現状の緑化率以上を確保することが必要であり、その旨を目標値として明確に記載すべきである。																																													

事業者の見解	対応頁
○低周波音の評価につきましては、事業者の実行可能な範囲で回避または低減されているか否か、あるいは改善されているかについて評価を行うとともに、「低周波音問題対応の手引書」（平成 16 年 6 月 環境省環境管理局大気生活環境室）の参照値を参考に評価を行いました。	p211-215
○悪臭の評価につきましては、施設稼働時の予測結果と規制基準等との整合性について評価を行うとともに、事業者の実行可能な範囲で回避または低減されているか否か、あるいは改善されているかについて評価を行いました。	p217-222
○「名古屋市第 3 次環境基本計画」における温室効果ガス排出量削減目標及び現状を準備書に記載しました。 ○温室効果ガス等につきましては、工事中及び供用時について予測・評価を行いました。評価にあたりましては「名古屋市第 3 次環境基本計画」における取組方針等を参考に、既存施設からの排出量との比較により、事業者の実行可能な範囲で低減されているか否かについて評価を行いました。	p57-58 p235-245
○緑地等につきましては、現状の緑化率の維持に努めるとともに、緑地等の適切な維持・管理を行ってまいります。	p7 261-262

3-1-2 市長の意見（方法意見書）に対する事業者の見解

方法書に対する方法意見書において、名古屋市富田工場設備更新事業に係る環境影響評価の実施にあたっては、当該事業に係る方法書に記載されている内容を適正に実施するとともに、準備書の作成にあたり、以下の事項について対応が必要であるとの意見がなされた。

方法意見書における意見及びこれらに対する事業者の見解は以下のとおりである。

表 5-3-2 方法意見書における意見の項目及び意見数

意見の項目	意見数
事業の目的及び内容に関する事項	5
環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価に関する事項	8
その他	2

(1) 事業の目的及び内容に関する事項

意 見
事業の必要性について分かりやすく説明するとともに、設備計画、既存設備の解体・撤去等の作業手順や内容について具体的に示すこと。
工事関係車両及び施設関連車両の主要走行ルートとして国道 302 号のみ示されているが、事業予定地周辺は住居等が多いので、国道 302 号に至る走行ルートの検討の際には、沿道環境への影響に十分配慮すること。
健全な水循環の保全及び再生の観点から、事業予定地内で透水性舗装を施すなど、雨水の貯留・浸透に努めること。
環境への負荷の低減を図るために、ごみ焼却に伴う廃熱で発電を行うなど、エネルギーの有効利用に努めるとしていることから、廃熱利用による温室効果ガス等の低減の効果等を明らかにすること。
事業予定地は、ハザードマップ等で洪水時の浸水や大地震時の液状化の発生が予想されているので、事業計画の検討にあたっては、洪水時等における有害物質等の流出防止に配慮すること。

事業者の見解	対応頁
富田工場設備更新事業の必要性をわかりやすく示した図を追加しました。 また、設備計画、作業手順や内容について、まだ詳細が決まっていない点もありますが、施設の概要、作業の流れやあらましについての説明を追加しました。	p3-22
工事関係車両及び施設関連車両の事業予定地内への出入りは、事業予定地西側の国道 302 号から行う計画としています。国道 302 号への連絡も幹線道路を利用することとし、沿道環境への影響に十分配慮したルート設定を行っています。	p14, 16, 21, 22 資料編 p7-8
事業予定地内で新たに舗装等を行う場合は、可能な限り保水性舗装を施す予定です。また、給油所跡の地下タンクを雨水貯留槽として利用する計画です。	p262
温室効果ガス等の予測・評価において、発電や還元施設での余熱利用等による低減効果について記載しました。	p242-244
有害物質を含む焼却灰等は、コンクリート製のピットで保管します。その他の有害物質等を保管する場合は、密閉容器に入れて工場棟内で保管します。また、有害物質等を保管する場所への浸水防止措置を検討し、非常時に有害物質等が流出することのないような計画とします。	p12, 14

(2) 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価に関する事項

意 見
環境影響評価の項目として、供用時における水質・底質、地下水及び土壌を選定しなかった理由に、有害物質等の流出防止を図っているとしていることから、その具体的な内容を明らかにすること。
施設の稼働に伴う環境影響の予測、評価において、設備更新の前後について、予測条件となる諸元を対比して示すとともに環境影響を比較して示すこと。
ばい煙の排出に伴う影響について、高濃度出現条件に応じた適切な予測を実施することが重要である。従って、上層気象の気温等の鉛直分布について適切に調査すること。
事業予定地に近接して中高層住宅が立地しているので、ばい煙の排出による影響について、中高層住宅への影響を考慮した調査、予測及び評価を実施すること。
微小粒子状物質について、予測手法が確立された場合には、予測、評価を実施すること。
既存建屋は解体せず、既存設備の撤去及び新規設備の設置を建屋内で行うこととしているが、屋根の一部を開口したり、建屋外に建設機械を配置することも想定される。従って、建設機械の配置等から影響が最大となる時期を適切に設定し、予測、評価を実施すること。
既存設備にダイオキシン類等が付着していたり、アスベストが存在している可能性を考慮して、適切に調査、予測及び評価を実施すること。
既存施設の建設時に創出した緑地が現況で存在していることから、当該緑地の状況を適切に把握するとともに、地域住民の利用も考慮し、施設供用時の緑地等の状況について適切に予測、評価を実施すること。

(3) その他

意 見
図表の活用や用語解説の記載などにより、市民に十分理解される分かりやすい図書の作成に努めること。
住民等から寄せられた意見について十分な検討を行うとともに、今後とも住民意見の把握に努めること。

事業者の見解	対応頁
環境影響評価の項目として選定しなかった理由として、具体的内容を記載しました。	p80
既存施設建設時に実施した環境影響評価（「名古屋市環境事業局富田工場（仮称）建設事業に係る環境影響評価書」（昭和 60 年 5 月））時の諸元及びそれに基づく予測等を記載し、比較できるようにしました。 あわせて、既存施設供用時（平成 16 年度～20 年度）の排ガス等の測定結果を資料編に記載しました。	p7, 129-141 243 資料編 p2-6
上層気象につきましては、高さ 1,000mまでの気温等について調査し、その結果を記載しました。	p90-93 資料編 p59-70
事業予定地に近接する中高層住宅のうち、風下方向となることが多い南東側に立地している高層住宅（8 階建て）について、各階層における大気汚染物質濃度の予測及び評価を行いました。	p149-154
準備書作成までに微小粒状物質に関する予測手法が確立されなかったため、予測及び評価は行いませんでした。	—
建設機械の台数及び配置等から、周辺に与える影響が最大となる時期における環境影響を予測及び評価を行いました。	p20 資料編 p12-14
既存設備におけるダイオキシン類の付着状況等について適切に調査し、予測及び評価を行いました。 また、既存施設において吹き付け石綿が使用されていないことを確認しましたが、ガasket等 に非飛散性石綿が含まれる可能性が判明したため、適切な措置を講じることとし、予測及び評価を行いました。	p83-85 資料編 p51-53 p81-82 資料編 p50
現在の緑地等の状況について適切に調査を行いました。 また、地域住民の利用等を考慮し、現状の緑化率の維持に努めるとともに、緑地等の適切な維持管理を行っていくものとして、計画施設供用時における緑地等の状況について、予測及び評価を行いました。	p238-239 p261-262

事業者の見解	対応頁
準備書を作成するにあたり、影響の程度、範囲がわかるようカラーを用いた図とともに、用語解説を本編に記載する等、市民に分かりやすい内容となるよう配慮しました。	全般
住民等からのご意見につきましては、内容を十分検討させていただくとともに、今後ともご意見の把握に可能な限り努力してまいります。	—

3-2 環境影響評価準備書における意見に対する事業者の見解

3-2-1 市民等の意見の概要に対する事業者の見解

準備書に対する市民等の意見の概要及び事業者の見解は、次に示すとおりである。意見の提出件数は2件、意見の数は72件であった。

なお、事業者の見解については、公聴会及び審査書における意見並びに評価書作成時点の状況を踏まえて、見解書の内容から修正をした箇所がある。該当する箇所については、下線を付して示した。

表 5-3-3 市民等の意見の提出件数、項目及び意見数

提出件数	意見の項目	意見数
2 件	環境影響評価に係る事項	12
	環境影響評価	58
	環境影響評価手続きに関する事項	2

(1) 環境影響評価に係る事項

項目	意見の概要
対象事業の目的及び内容	[第4次一般廃棄物処理基本計画の見直しについて] p4～11 事業の目的：平成32年度のごみ処理量54万t/年のために、南陽工場休止時に、鳴海工場450 t/日、五条川工場560 t/日、猪子石工場600 t/日、と計1610 t/日は稼働しているが、2工場分の1,110 t/日不足するため、建設中の北名古屋工場660 t/日と合わせて、今回の富田工場450 t/日を計画したとあるが、この場合、休止中の南陽工場は不要となる。せいぜいその後の他工場の更新規模だけで済むが、そのように全体の必要処理能力を確定し、平成20年5月に策定した名古屋市第4次一般廃棄物処理基本計画（計画期間：平成20年度～平成32年度）を早急に改訂すべきである。この基本計画の3計画期間p4には「計画はおおむね5年で見直します。」とあり、その期限は既に過ぎている。

事業者の見解	対応頁
第4次一般廃棄物処理基本計画については、現在改定作業を進めているところです。<u>なお、評価書においては、その旨を記載しました。</u>	p57

項目	意見の概要
事前配慮の内容	[事前配慮事項について] p23～27 配慮事項で「努める」の表現は「実施する」と表現できる内容にすべきである、の意見に対し「可能な限り実施する方向で検討しています」p297とあり、内容はほとんど改良されていない。しかし、緑化率は約31%から約34%に増加させる計画p257なので、①安全性（自然災害からの安全性の確保）、②景観（施設の緑化）、③地球環境（温室効果ガスの排出抑制）の「現状緑化率の維持に努めるとともに…」p26は「現状緑化率を増加させるとともに…」と修正すべきである。 p23～27 配慮事項で「努める」の表現は「実施する」と表現できる内容にすべきである、の意見に対し「可能な限り実施する方向で検討しています」p297とあり、内容はほとんど改良されていない。しかし、環境汚染（設備更新工事に伴う公害の防止）の「使用する建設機械については排出ガス対策型建設機械や低騒音型建設機械の採用に努める」p24は、それぞれの予測の前提とした措置としての「導入可能な二次対策型の建設機械を使用するp106、導入可能な低騒音型建設機械を使用するp170」と修正すべきである。 p23～27 配慮事項で「努める」の表現は「実施する」と表現できる内容にすべきである、の意見に対し「可能な限り実施する方向で検討しています」p297とあり、内容はほとんど改良されていない。しかし、具体的措置が列記してあるあとの「努める」は目的であり、文章が逆転している。例えば①安全性（工事関係車両の走行に伴う交通安全の確保）「工事関係車両の出入口に警備員を配置し、歩行者等に対する安全確保に努める」は「歩行者等に対する安全確保のため、工事関係車両の出入口に警備員を配置する」p25、②環境汚染（公害防止）「…ごみピットは負圧…吸引空気・燃焼用に使用し脱臭…休炉時・脱臭装置を設け、建屋外部への臭気漏洩防止に努める」p26は「建屋外部への臭気漏洩防止のため、…ごみピットは負圧…吸引空気・燃焼用に使用し脱臭…休炉時・脱臭装置を設ける」と修正すべきである。
事業予定地及びその周辺地域の概況	[排水処理計画における雨水の扱いについて] p51 関係法令・水質：「なお、計画施設からの排水については、下水道へ放流する…下水道法…基準が適用される」とあるが、雨水についてどうなるかも明記すべきである。給排水計画p14で「雨水についても下水道へ放流する」とあることから、「なお、計画施設からの排水及び雨水については、下水道へ放流する…下水道法…基準が適用される」と追加修正すべきである。また、施設概要p7の排水計画についても「極力再利用し、一部は下水道放流とする」を「極力再利用し、一部は雨水とともに下水道放流とする」と追加修正すべきである。更に環境影響評価項目として選定しなかった理由p80の水質についても、雨水の扱いを追加修正すべきである。

事業者の見解	対応頁
事前配慮の内容は事業計画の段階で取りまとめたものとしており、基本的には方法書の段階から内容を変更していませんが、準備書においては環境保全措置等として記載しました。	p23-27
p. 50～56 については、計画施設に適用される可能性がある法令や規制等の概要を取りまとめています。このうち、雨水については下水道放流するため、計画施設からの排水に含まれているものとして記述しました。 ご意見を踏まえ、評価書には雨水の扱いについて、わかりやすく追加記載しました。	p7, 51, 80

項目	意見の概要
事業予定地及びその周辺地域の概況	[ダイオキシン類に係る基準について] p52 公害関係法令・ダイオキシン類：「特定施設からの排出ガス及び排水中のダイオキシン類について、排出基準が定められている」は項目が不足している。資料編 p47 のように、これらの排出基準の他に、「ばいじん及び燃え殻の処理基準」として 3ng-TEQ/g 以下が定められているので追加修正すべきである。
	[愛知県環境基本計画について] p57 環境保全に関する計画・愛知県環境基本計画：「平成 20 年 3 月に第 3 次として改訂されている。」としながら、脚注で「平成 26 年 5 月に第 4 次愛知県環境基本計画が策定されている。」と付け足してあるが、この部分こそ本文に記載すべきである。また、名古屋市環境基本計画の主な指標 p58 と比較できるよう、愛知県環境基本計画の主な指標ぐらひは追記すべきである。名古屋市が大気 NO₂ と水質 BOD だけ 2020 年度に 100% 達成を目標としていることに対し、愛知県は環境基準が定められている全項目を全地点で 2020 年度に 100% 達成を目標としていること、名古屋市がごみの埋立量 5.2 万トン を 2 万トンに削減するという積極的な目標だが愛知県は最終処分量について一般廃棄物 29.8 万トン を 23 万トンに減らすだけ、産業廃棄物は 116.2 万トン を 95.4 万トンに減らすだけ、名古屋市は温室効果ガス排出量削減率をまがりなりにも△25%だが愛知県は目標さえ削除している、というようなことが理解できるようにすべきである。
	[事業予定地周辺における土壌汚染の記載について] p62 自然的条件・要措置区域等の指定、汚染報告の状況（土壌）：土壌汚染対策法による要措置区域、形質変更時要届出区域、市条例による措置管理区域、拡散防止管理区域のいずれも調査対象区域内には存在しない、と記述したあとで「なお、事業予定地周辺（中川区島井町地内及び服部一丁目地内並びに中川区春田三丁目）において、鉛、砒素、ふっ素による土壌汚染及び、ふっ素による地下水汚染が報告されている。」と曖昧な表現があるが、中川区島井町地内及び服部一丁目地内は名古屋環状 2 号線建設予定地内の土壌汚染を愛知国道工事事務所等が報告した H24. 12. 19：中川-34 を指している（港区春田野三丁目（港-66）は調査対象区域外なので除外）。また、中川区春田三丁目は H25. 2. 26：中川-35：旧ユタカ石油春田給油所の鉛汚染であった。この 2 件をそれぞれ区分して土壌・地下水汚染の報告内容が何かを分かるように次の内容を追加すべきである。名古屋環状 2 号線建設予定地内で①中川区島井町地内は土壌溶出量：鉛 15 倍、砒素 5.1 倍、フッ素 1.8 倍、②服部一丁目地内は地下水：フッ素 2.6 倍、③旧ユタカ石油春田給油所で中川区春田三丁目は土壌含有量：鉛 1.3～6.5 倍 p62 自然的条件・要措置区域等の指定、汚染報告の状況（土壌）：土壌・地下水汚染の報告で調査対象区域内では確かに記載されている 2 件 3 地区だけであるが、名古屋環状 2 号線建設予定地内では愛知国道事務所が継続的な調査を実施しており、2013. 5. 13 には④中川区島井町地内（①とは別の地点）で土壌溶出量：砒素 2.1 倍の汚染を公表し、愛知国道工事事務所のホームページでも公表されている。この汚染も追加すべきである。 http://www.cbr.mlit.go.jp/aikoku/pdf/R302-20130513.pdf

事業者の見解	対応頁
ご意見を踏まえ、ダイオキシン類に係るばいじん及び燃え殻の処理基準について、評価書に追加記載しました。	p52
準備書において、調査、予測及び評価を行うにあたり、その検討材料とする地域特性については、原則として平成 26 年 4 月末時点で入手可能な資料により整理しました。そのため、この地域特性を取りまとめた「事業予定地及びその周辺地域の概況」の章は、それまでの時点の内容としており、平成 26 年 5 月に策定された第 4 次愛知県環境基本計画については脚注に記述しました。 <u>なお、評価書においては、第 4 次愛知県環境基本計画の策定について本文中に記載しました。</u>	p57
本項においては、地域特性を把握するために整理した内容を記載しました。調査対象区域内の土壤汚染の状況に係る具体的な内容については、この趣旨に基づき、名古屋市公式ウェブサイト等にて公表されている事業予定地の周辺における土壤汚染の報告等の状況をまとめ、評価書に追加記載しました。	p62

項目	意見の概要																								
事業予定地及びその周辺地域の概況	[事業予定地周辺における土壌汚染の詳細について]																								
	p62 自然的条件・要措置区域等の指定、汚染報告の状況（土壌）：土壌・地下水汚染の報告で調査対象区域内では確かに記載されている2件3地区だけであるが、名古屋環状2号線建設予定地内では愛知国道事務所が継続的な調査を実施しており、2014.8.8には、「名古屋環状2号線西南部・南部Ⅱ事業地内で確認された汚染土壌に対して適切に対処するため、昨年度全域にわたり土壌調査を実施し、データのとりまとめが完了したのでお知らせします。」と愛知国道工事事務所が次表を公表している。まとめ方には過去の高濃度汚染を隠すなどの問題はあるが、この620件の汚染状況調査を詳細に確認し、調査対象区域内の内容を追加すべきである。例えば富田工場目前の環2用地は表層の相当範囲で鉛汚染がみられるはずである。																								
	<table><tr><th>有害物質</th><th>基準超えの試料採取位置 (標高)の範囲</th><th>濃度の範囲 (mg/L)</th><th>基準超えの数量 /調査数量</th><th>最も濃度が高かった値の基準に 対する倍率</th><th>土壌汚染等 処理基準</th></tr><tr><td>鉛及び その化合物</td><td>4～-5m</td><td>不検出～ 0.043</td><td>17/620</td><td>4.3倍</td><td>0.01mg/L 以下</td></tr><tr><td>砒素及び その化合物</td><td>5～-4m</td><td>不検出～ 0.057</td><td>33/620</td><td>5.7倍</td><td>0.01mg/L 以下</td></tr><tr><td>ふっ素及び その化合物</td><td>3～-5m</td><td>不検出～ 5.1</td><td>109/620</td><td>6.4倍</td><td>0.8mg/L 以下</td></tr></table>	有害物質	基準超えの試料採取位置 (標高)の範囲	濃度の範囲 (mg/L)	基準超えの数量 /調査数量	最も濃度が高かった値の基準に 対する倍率	土壌汚染等 処理基準	鉛及び その化合物	4～-5m	不検出～ 0.043	17/620	4.3倍	0.01mg/L 以下	砒素及び その化合物	5～-4m	不検出～ 0.057	33/620	5.7倍	0.01mg/L 以下	ふっ素及び その化合物	3～-5m	不検出～ 5.1	109/620	6.4倍	0.8mg/L 以下
有害物質	基準超えの試料採取位置 (標高)の範囲	濃度の範囲 (mg/L)	基準超えの数量 /調査数量	最も濃度が高かった値の基準に 対する倍率	土壌汚染等 処理基準																				
鉛及び その化合物	4～-5m	不検出～ 0.043	17/620	4.3倍	0.01mg/L 以下																				
砒素及び その化合物	5～-4m	不検出～ 0.057	33/620	5.7倍	0.01mg/L 以下																				
ふっ素及び その化合物	3～-5m	不検出～ 5.1	109/620	6.4倍	0.8mg/L 以下																				
	①の鉛15倍が消えた。④のカドミウム汚染が消えた。⑥の砒素6.5倍が消えた																								
	1 2012(H24).12.19 愛国 https://www2.cbr.mlit.go.jp/aikoku/press_release.php?mode=detail&id=73																								
	①中川区島井町地内 土壌溶出量：鉛15倍、砒素5.1倍、フッ素1.8倍																								
	②中川区服部一丁目地内 地下水：フッ素2.6倍																								
	③港区春田野三丁目地内 土壌溶出量：鉛4.0倍、砒素4.1倍、フッ素1.4倍																								
	④飛島村木場一丁目地内 土壌溶出量：カドミウム1.3倍、鉛1.2倍、フッ素1.3倍																								
	2 2013(H25).5.13 愛国 http://www.cbr.mlit.go.jp/aikoku/pdf/R302-20130513.pdf																								
	①②③④は同じ																								
	⑤中川区島井町 土壌溶出量：砒素2.1倍 ①とは別の島井町																								
	⑥飛島村三福3丁目 土壌溶出量：砒素6.5倍、フッ素1.6倍																								
	3 2014(H26).8.8 愛国 http://www.cbr.mlit.go.jp/aikoku/kinkiexpressway.html																								

事業者の見解	対応頁
準備書の作成にあたっては、平成 26 年 4 月末の時点で可能な限り入手できる公表資料を収集しており、事業予定地周辺の土壌に係る地域特性についても、これらの資料から現況を把握し、準備書に記載しました。 名古屋市公式ウェブサイトに掲載されている「土壌汚染等に係る報告の状況について」により、事業予定地周辺において鉛等の基準を超過している報告があることを確認したことから、事業予定地においても地質的に基準に適合しない土壌が存在する可能性があることも考慮し、掘削を行う場合は、周辺地域で基準不適合が確認された鉛、砒素、ふっ素を始め、土壌汚染対策法に定める第二種特定有害物質について調査を行うこととしています。 なお、評価書においては、準備書に記載したもののほか、ご意見にある平成 26 年 8 月の愛知国道事務所ホームページの資料も含め、事業予定地周辺における土壌・地下水汚染の状況を把握できる範囲で記載しました。	p227 p62

項目	意見の概要
事業予定地及びその周辺地域の概況（土壌）	[土壌汚染に係る区域指定について] p62 自然的条件・要措置区域等の指定、汚染報告の状況（土壌）：土壌汚染対策法による要措置区域、形質変更時要届出区域、市条例による措置管理区域、拡散防止管理区域のいずれも調査対象区域内には存在しない、と記述してあるが、名古屋環状2号線建設予定地での広範囲の土壌汚染について指定要件が揃っているのに市長が指定していない疑義がある。早急に指定しない理由を確認して追加記載すべきである。 （土壌汚染対策法6条による要措置区域が土壌汚染対策法施行令5条に該当しない理由、該当しなくても法11条で形質変更時要届出区域を指定しなければならないはず。市条例58条による措置管理区域が施行細則53条の4のどれを適用して該当しないのか、条例58条の4の拡散防止管理区域が施行細則53条の7のどれを適用して該当しないのか。少なくとも法に基づく形質変更時要届出区域として、市長は富田工場目前の名古屋環状2号線建設予定地を全線にわたり指定すべきである。） p220 土壌・事業予定地及びその近傍の土壌汚染の状況：土壌汚染対策法による要措置区域、形質変更時要届出区域、市条例による措置管理区域、拡散防止管理区域のいずれも調査対象区域内には存在しない、と記述してあるが、名古屋環状2号線建設予定地での広範囲の土壌汚染について指定要件が揃っているのに市長が指定していない疑義がある。早急に指定しない理由を確認して追加記載すべきである。（土壌汚染対策法6条による要措置区域が土壌汚染対策法施行令5条に該当しない理由、該当しなくても法11条で形質変更時要届出区域を指定しなければならないはず。市条例58条による措置管理区域が施行細則53条の4のどれを適用して該当しないのか、条例58条の4の拡散防止管理区域が施行細則53条の7のどれを適用して該当しないのか。少なくとも法に基づく形質変更時要届出区域として、市長は富田工場目前の名古屋環状2号線建設予定地を全線にわたり指定すべきである。）

事業者の見解	対応頁
土壌汚染に係る所管課である本市環境局地域環境対策課に確認したところ、土壌汚染対策法第3条、第4条、第5条に定める調査契機により行われた土壌調査の結果、基準不適合が報告された場合は同法に基づき区域指定されることになりますが、準備書 p.62 及び p.220 に記載した土壌汚染等が報告された土地についてはこれらに該当しないことから、区域指定はされないとのことです。 また、名古屋市環境保全条例の土壌・地下水汚染対策に係る改正施行日（平成 25 年 4 月 1 日）以前に着手された調査により報告されたものであることから、同条例に基づく区域指定はされないとのことです。	—

(2) 環境影響評価

項目	意見の概要
全 般	[工事期間中の背景交通量等について] p118 工事車両走行・大気汚染・予測条件、*p174 工事車両走行・騒音・予測条件、*p197 工事車両走行・振動・予測条件、*p248 安全性・工事中・予測 予測対象時期における背景交通量は…（現地調査の）平日の交通量を用いることとした、とあるが、目前の名古屋環状2号線高速専用部が国土交通省の予定でいけば、工事最盛期にあたるはずである。この事実関係を国土交通省に確認し、そのときの環2工事車両を追加すべきである。 また、環2専用部の工事中と今回の富田工場の環境影響評価は条例42条に準じて「手続きの併合」をすべきである。環2アセスが1982年（昭和57年）に終了したとはいえ、西南部は30年以上も専用部工事が放置してあった計画であり、当時は工事中の環境影響評価については工事車両台数もないなど非常に不十分な検討しかしていない。今年に入ってから環境照査なるものでも工事中については検討していない。更に2014年8月8日に県へ提出した「土壌汚染等処理計画書」では表層掘削131,500m³、橋脚基礎掘削372,400m³と約50万m³もの膨大な建設発生土があり、仮置き後埋め戻すのが約12万m³、つまり約38万m³（比重1.8t/m³なら68万t）は一度現場外搬出するので、この搬出台数等を資材搬入台数と合わせて検討に追加すべきである。 名古屋市環境影響評価条例42条（手続きの併合）では「市長は、事業者が相互に密接に関連する2以上の対象事業を実施しようとする場合において、環境の保全の見地から必要があると認めるときは、事業者に対し、これらの対象事業に係る計画段階配慮、環境影響評価、事後調査その他の手続きを併せて行うことを求めることができる。」または「2以上の事業者が相互に密接に関連する2以上の対象事業を実施しようとするときは、これらの事業者は、当該2以上の対象事業に係る計画段階配慮、環境影響評価、事後調査その他の手続きを併せて行うことができる。」の精神を生かすべきである。 [工事期間中の予測について] 名古屋市富田工場設備更新事業に係る環境影響評価準備書の概要で記載されている（ページ5～8） ①「大気質」工事中の建設機械、工事車両の走行による大気汚染 ②工事中の騒音（工事中の建設機械騒音及び工事関係車両の走行による騒音） ③振動（工事中、工事車両の走行） ①～③の予測データは、富田工場更新事業単独での予測数値が記載されており、隣接する名古屋環状2号線「専用部」建設工事における大気質、騒音、振動の相乗する数値が示されていない。 従って、同時に進行する、工事における予測数値を示さないのは正確な影響評価とは言えないのではないかと。

事業者の見解	対応頁
名古屋環状 2 号線に係る環境影響評価の手続きは既に終了していることから、手続きの併合は行いませんでした。 また、工事中などにおける環境影響評価については、可能な限り入手できる公表資料に基づき予測・評価を行いました。 なお、工事期間中は、関係機関と連絡調整を密に行うなどして、周辺の環境に及ぼす影響の低減に努めます。	p24-25
工事中などにおける環境影響評価については、可能な限り入手できる公表資料に基づき予測・評価を行いました。なお、工事期間中は、関係機関と連絡調整を密に行うなどして、周辺の環境に及ぼす影響の低減に努めます。	p24-25

項目	意見の概要
全 般	[施設供用時の背景交通量等について] *p155 施設関連車両走行・大気汚染・予測条件、*p184 施設関連車両走行・騒音・予測条件、*p204 施設関連車両走行・振動・予測条件、*p252 安全性・供用・予測：： 背景交通量を NO. 9, 10, 11 は現地調査結果をそのまま用いているが、NO. 6, 7, 8 は「名古屋環状 2 号線西南部の供用が計画されていることから、…将来交通量とした」とあるが、これは、将来交通量（平成 42 年度）のことであり（資料編 p141～）、富田工場が供用を予定している平成 32 年度（p4, 10, 291）の 10 年後の計画交通量であり非現実的である。富田工場供用予定の平成 32 年度は NO. 6, 7, 8 についても、NO. 9, 10, 11 と同様に現地調査結果をそのまま用いて予測したうえで、名古屋環状 2 号線西南部の供用後の平成 42 年度については全地点とも「将来交通量」を用いて、さらにどれだけ大気環境が悪化するかを示し、2 段階の予測をすべきである。なお、国土交通省は将来交通量（平成 42 年度）について 1 日当たりの交通量、専用部 32, 300 と一般部 30, 600 台/24 時の合計 62, 900 台/24 時であり、現状の 2 倍以上であり、道路建設当局が高速道路の必要性を説明したいがための過大推計である。 環 2 アセスが 1982 年（昭和 57 年）に終了したとはいえ、当時は工事中の環境影響評価については工事車両台数もないなど非常に不十分な検討しかしていない。今年に入っての環境照査なるものでも工事中については検討していない。更に 2014 年 8 月 8 日に県へ提出した「土壌汚染等処理計画書」では約 50 万 m³ もの膨大な建設発生土があり、約 38 万 m³（比重 1.8t/m³ なら 68 万 t）は一度現場外搬出するので、この搬出台数等を資材搬入台数と合わせて検討に追加すべきである。このため、環 2 専用部の工事中と今回の富田工場の環境影響評価は条例 42 条に準じて「手続きの併合」をすべきである。 p197 施設関連車両走行・振動・予測条件：背景交通量は大気と同様に、NO. 9, 10, 11 は現地調査結果をそのまま用いているが、NO. 6, 7, 8 は「名古屋環状 2 号線西南部の供用が計画されていることから、…将来交通量とした」とあるが、これは、将来交通量（平成 42 年度）のことであり（資料編 p141～）、富田工場が供用を予定している平成 32 年度（p4, 10, 291）の 10 年後の計画交通量であり非現実的である。NO. 6, 7, 8 についても、NO. 9, 10, 11 と同様に現地調査結果をそのまま用いて予測したうえで、名古屋環状 2 号線西南部の供用後の平成 42 年度について、さらにどれだけ環境が悪化するかを示し、2 段階の予測をすべきである。 なお、国土交通省は将来交通量（平成 42 年度）について 1 日当たりの交通量しか公表していないため、「H22 年度道路交通センサスにける時間交通量により、時間毎に推計し」（資料編 p141）、専用部 27, 238（大型車類 7, 785、小型車類 19, 453）台/16 時と一般部 27, 414 台/16 時としているが、そのもとは専用部 32, 300 と一般部 30, 600 台/24 時の合計 62, 900 台/24 時であり、現状の 2 倍以上であり、道路建設当局が高速道路の必要性を説明したいがための過大推計である。

事業者の見解	対応頁
名古屋環状 2 号線に係る環境影響評価の手続きは既に終了していることから、手続きの併合は行いませんでした。 また、施設関連車両の走行による環境影響評価の予測については、計画施設及び名古屋環状 2 号線西南部の供用を想定しており、入手可能な平成 42 年度の将来交通量等を用いて背景交通量を設定し、予測・評価を行いました。	p156, 187, 208, 258 資料編 p117-118 p148-149

項目	意見の概要										
大気質	[煙突での石綿の使用について] p81 大気質・解体撤去による石綿飛散：「建屋にかかる部分については、飛散性石綿が使用されていないことが確認された」しかし「プラント部分について、ガスケット及び保温剤の一部で飛散性石綿が使用されている可能性が確認された」という調査結果だが、飛散性石綿が使用されている可能性の高い煙突の保温材については確認したのか、それとも煙突は建屋に含まれているのか。										
大気質 (廃棄物等)	[石綿の飛散に係る予測について] p81 大気質・解体撤去による石綿飛散：「建屋にかかる部分については、飛散性石綿が使用されていないことが確認された」しかし「プラント部分について、ガスケット及び保温剤の一部で飛散性石綿が使用されている可能性が確認された」という調査結果で、なぜ予測（適切な措置を講ずる計画であることから、周辺環境への影響は無いものと予測される p82）ができるのか。少なくとも、飛散性石綿が使用されている可能性のあるガスケット及び保温剤の判定（製造期間と商品名による判定または分析調査による判定）が必要である。その調査結果を示して、適切な措置とは、どこの、どれに対する、どのような措置かを明記すべきである。 p82 大気質・解体撤去による石綿飛散：予測結果で「適切な措置を講ずる計画であることから、周辺環境への影響は無いものと予測される」とあるが、適切な措置では誰も納得できない、ガスケット及び保温剤の飛散性石綿判定方法は何か、石綿が確認された場合の適切な措置はどのように対処するのか、保温材等は掻き落とすのか、原型のまま取り外すのか、どちらか決めていない場合には「～マニュアルに基づく工事計画」の具体例を次のように示すべきである。 p226 廃棄物等・解体撤去による石綿飛散：予測結果で「適切な措置を講ずる計画であることから、周辺環境への影響は無いものと予測される」とあるが、適切な措置では誰も納得できない、ガスケット及び保温剤の飛散性石綿判定方法は何か、石綿が確認された場合の適切な措置はどのように対処するのか、保温材等は掻き落とすのか、原型のまま取り外すのか、どちらか決めていない場合には「～マニュアルに基づく工事計画」の具体例を次のように示すべきである。 3.3.1 石綿含有吹付け材及び保温材等を掻き落とし、切断又は破砕により除去等を行う場合 （解体） 作業基準 ・作業内容の掲示 ・作業場の隔離 ・前室の設置 ・HEPAフィルタを付けた集じん・排気装置を使用して排気することにより、作業場内の粉じんを処理するとともに作業場を負圧に保つ ・*集じん・排気装置は整備・点検したものであること ・除去の開始前に、作業場内及びセキュリティゾーンの負圧を確認するとともに、集じん・排気装置が正常に稼働することを確認 ・除去する特定建築材料の薬液等により湿潤化 ・除去の開始後速やかに、集じん・排気装置の排気口から粉じんの漏えいがないことを確認 ・除去後、特定粉じんの飛散を抑制するため、除去部分に薬液等を散布 ・集じん・排気装置による十分な換気を行い、作業場内の特定粉じんを除いた後隔離を解く セキュリティゾーンとは、作業者の出入り、資機材及び廃棄物の搬出入に伴い、石綿が外部へ漏洩することを防ぐために設置するもので、外部から作業場へ向う方向順に、更衣室、洗身室、前室の3室からなる 建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策 マニュアル 2014.3（環境省） p45, p107, 108 3.9 特定建築材料を掻き落とし等を行わず除去する時の石綿飛散防止対策 3.9.1 成形された配管保温材等を原形のまま取り外す除去 成形された配管保温材等の特定建築材料を原型のまま取り外す場合には、石綿飛散の程度が比較的低いことから、薬液等による湿潤化を基本として、下記手順で除去する。なお、劣化し石綿飛散のおそれがある場合には、吹付け材の掻き落とし等による除去と同等の措置を講じる。（図 3.79～図 3.82 参照） 表 3.19 呼吸用保護具の区分 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th><th style="text-align: center;">呼吸用保護具の種類</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">区分①</td><td> ・面体形及びフード形の電動ファン付き呼吸用保護具 ・ブレッシャデマンド形（複合式）エアラインマスク ・送気マスク（一定流量形エアラインマスク送風機形ホースマスク等） ・自給式呼吸器（空気呼吸器、圧縮酸素形循環式呼吸器） </td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">区分②</td><td>・全面形取替式防じんマスク（粒子捕集効率 99.9%以上）</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">区分③</td><td>・半面形取替式防じんマスク（粒子捕集効率 99.9%以上）</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">区分④</td><td>・取替式防じんマスク（粒子捕集効率 95.0%以上）</td></tr> </tbody> </table>	区分	呼吸用保護具の種類	区分①	・面体形及びフード形の電動ファン付き呼吸用保護具 ・ブレッシャデマンド形（複合式）エアラインマスク ・送気マスク（一定流量形エアラインマスク送風機形ホースマスク等） ・自給式呼吸器（空気呼吸器、圧縮酸素形循環式呼吸器）	区分②	・全面形取替式防じんマスク（粒子捕集効率 99.9%以上）	区分③	・半面形取替式防じんマスク（粒子捕集効率 99.9%以上）	区分④	・取替式防じんマスク（粒子捕集効率 95.0%以上）
区分	呼吸用保護具の種類										
区分①	・面体形及びフード形の電動ファン付き呼吸用保護具 ・ブレッシャデマンド形（複合式）エアラインマスク ・送気マスク（一定流量形エアラインマスク送風機形ホースマスク等） ・自給式呼吸器（空気呼吸器、圧縮酸素形循環式呼吸器）										
区分②	・全面形取替式防じんマスク（粒子捕集効率 99.9%以上）										
区分③	・半面形取替式防じんマスク（粒子捕集効率 99.9%以上）										
区分④	・取替式防じんマスク（粒子捕集効率 95.0%以上）										

事業者の見解	対応頁
石綿の使用状況についての調査により、プラント部分について飛散性石綿が使用されていないことを確認しています。 なお、煙突はプラント部分に含まれ、飛散性石綿は使用されていないことを確認していますが、保温材の一部で非飛散性石綿が使用されている可能性があります。	p81
ガasket及び保温材の使用状況並びに製造時期から、非飛散性石綿が使用されている可能性が確認された箇所については、すべて石綿が含有されているものとみなし、その処理に係る工事計画を策定します。これらの箇所については、原形のまま取り外すなど、現場内で分解することなく、梱包措置等の飛散防止対策を施した状態で搬出する等の適切な措置を講じます。	p24-25, 81-82

項目	意見の概要
大気質 (廃棄物等)	[ダイオキシン類を含む煙突等の解体撤去工事計画について] p84 大気質・解体撤去によるダイオキシン類飛散：「煙突下部及び誘因通風機の付着物等については、3ng-TEQ/g を超えており、特別管理産業廃棄物に該当する」とあるが、3本の煙突下部は21, 24, 19 ng-TEQ/g と含有量が高く、煙道内部全体を調査しなければ、どれだけの特別管理産業廃棄物が発生するかさえ分からず、解体撤去工事計画もたてられないはずである。 p226 廃棄物等・解体作業で発生するダイオキシン類除去作業：「煙突下部及び誘因通風機の付着物等については、3ng-TEQ/g を超えており、特別管理産業廃棄物が発生する」とあるが、3本の煙突下部は21, 24, 19 ng-TEQ/g と含有量が高く、煙道内部全体を調査しなければ、どれだけの特別管理産業廃棄物が発生するかさえ分からず、解体撤去工事計画もたてられないはずである。まずは特別管理産業廃棄物の発生量を予測すべきである。

事業者の見解	対応頁
煙道内部の付着物等については、解体撤去前にダイオキシン類濃度の詳細な調査をする予定としています。また、解体撤去工事にあたっては、調査の結果にかかわらず、事前に煙道内部全体を洗浄する計画としています。洗浄作業にて発生する洗浄水を処理した際の汚泥等を特別管理産業廃棄物として処理することとしています。現時点で発生量を把握することは難しいため、事後調査にて確認します。	p24-25, 85

項目	意見の概要
大気質	[ダイオキシン類の飛散防止措置について] p85 大気質・解体撤去によるダイオキシン類飛散：予測結果で「適切な措置を講ずる計画であることから、周辺環境への…影響は無いものと予測される」とあるが、適切な措置では誰も納得できない。「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」の具体例を次のように示すべきである。 (6) 付着物除去作業の実施 事業者は、労働安全衛生規則第五九二条の三に基づき、解体作業実施前に設備の内部に付着したダイオキシン類を含む物の除去を十分に実施すること。当該付着物除去作業の際には、 ア 作業場所を仮設構造物(壁等)又はビニールシートにより他の作業場所と隔離すること。 イ 高濃度の場合には、可能な限り遠隔操作により作業を行うこと。 ウ 煙道等狭隘な場所においては、高圧水洗浄等により付着物除去を行う等、適切な措置を講ずること。 なお、付着物除去結果の確認のため、付着物除去前後の写真撮影を入念に行い、その結果を保存すること。 (7) 作業場所の分離・養生 事業者は、ダイオキシン類による汚染の拡散を防止するため、管理区域ごとに仮設の壁等による分離、あるいはビニールシート等による作業場所の養生を行うこと。 (8) 周辺環境への対応 事業者は、解体作業によって生じる排気、排水及び解体廃棄物による周辺環境への影響を防止するため、次の措置を講ずること。 ア 排気処理 ダイオキシン類に汚染された空気及び粉じん等をチャコールフィルター等により適切な処理を行った上で、排出基準に従い、大気中に排出すること。 イ 排水処理 解体作業により生じるダイオキシン類により汚染された排水は、関係法令で定める排水の基準(一〇pg—TEQ／l)を満たすことが可能な凝集沈殿法等の処理施設で処理した後、外部に排水すること。 ウ 解体廃棄物の処理 汚染除去された又は除去する必要のない解体廃棄物については、廃棄物処理法に沿って、一般廃棄物、産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物ごとに、廃棄物の種類に応じて分別して排出し、処分すること。 粉じん等汚染物及びダイオキシン類汚染解体廃棄物についても、廃棄物処理法に沿って、一般廃棄物、特別管理一般廃棄物、産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物ごとに、廃棄物の種類に応じて分別して排出し、処分すること。 分別作業に際してはサンプリングのダイオキシン類分析結果等を参考にして、それぞれの汚染状況に応じて関係法令に基づき処理又は処理されるまでの間一時保管を行うこと。また、高濃度汚染物の詰替え作業を行う場合は作業を行う場所を保護具選定に係る第三管理区域とすること。 エ その他廃棄物の処理 付着物除去作業及び解体作業によって生じた汚染物は、飛散防止措置を講じたうえで密閉容器に密封し、関係法令に基づき処理されるまでの間、作業の妨げとならない場所に隔離・保管すること。 オ 周辺環境等の調査 すべての解体作業終了後、当該施設と施設外の境界部分において環境調査を行うこと。

事業者の見解	対応頁
解体撤去工事は、平成 26 年 1 月に改正された「廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」（環境省）に基づき、空気中のダイオキシン類の測定及びサンプリング、付着物除去作業の実施、作業場所の分離・養生並びに周辺環境への対応などの適切な措置を講ずる計画としています。	p24-25, 85

項目	意見の概要
大気質	〔気象条件の設定について〕 p85 建設機械稼働・大気汚染・予測条件：気象条件の風速をべき乗則により、$H_0=18\text{m}$の高さを$H=1.5\text{m}$の高さに補正するときに、「周辺は、低層建築物が主となることから、べき指数は…$\alpha=1/5$とした」（資料編 p75）とあるが、目前に南北に連続した壁として高架高速道路（高さ約 14m、その上に遮音壁 3m…6 階建て相当：愛知国道事務所の説明会図面から読み取り）が計画されていることから、市街地の$\alpha=1/3$を適用すべきである。その場合、風速$U=U_0(H/H_0)^\alpha$から、$(1.5/18)^{1/3}/(1.5/18)^{1/5}=0.44/0.61=0.7$と風速の予測条件は 0.7 倍となり、拡散状況は悪くなり、予測値はもっと大きくなる。 p117 工事車両走行・大気汚染・予測条件：気象条件の風速をべき乗則により、$H_0=18\text{m}$の高さを$H=1.0\text{m}$の高さに補正するときに、「周辺は、低層建築物が主となることから、べき指数は…$\alpha=1/5$とした」（資料編 p75）とあるが、N0.9 については既に名古屋高速 5 号万場線が開通していることから、市街地の$\alpha=1/3$を適用すべきである。その場合、風速$U=U_0(H/H_0)^\alpha$から、$(1.0/18)^{1/3}/(1.0/18)^{1/5}=0.38/0.56=0.68$と風速の予測条件は 0.7 倍となり、拡散状況は悪くなり、予測値はもっと大きくなる。 p154 施設関連車両走行・大気汚染・予測条件：工事車両のとおりとしたとあり、気象条件の風速をべき乗則により、$H_0=18\text{m}$の高さを$H=1.0\text{m}$の高さに補正するときに、「周辺は、低層建築物が主となることから、べき指数は…$\alpha=1/5$とした」（資料編 p75）とあるが、N0.6, N0.7, N0.8 については目前に南北に連続した壁として、高さ約 14m を超える高架に 3m、平面部に 8m の遮音壁で名古屋環状 2 号線が計画されており、N0.9 については既に名古屋高速 5 号万場線が開通していることから、市街地の$\alpha=1/3$を適用すべきである。その場合、風速$U=U_0(H/H_0)^\alpha$から、$(1.0/18)^{1/3}/(1.0/18)^{1/5}=0.38/0.56=0.68$と風速の予測条件は 0.7 倍となり、拡散状況は悪くなり、予測値はもっと大きくなる。
	〔図の表記方法について〕 p100 建設機械稼働・大気汚染・予測条件・N02：「現地調査結果と富田支所…同様の傾向を示していることから、バックグラウンド濃度は、富田支所の…0.015ppm とした」とあるが、資料編 p79 の図比較では変動状況が判断できない。縦軸最大 0.3ppm を 0.1ppm に拡大するなど、絶対値も含めて比較できるよう分かり易くすべきである。 p104 建設機械稼働・大気汚染・予測条件・SPM：「現地調査結果と富田支所…同様の傾向を示していることから、バックグラウンド濃度は、富田支所の…0.022mg/m³ とした」とあるが、資料編 p80 の図比較では変動状況が判断できない。縦軸最大 0.3 mg/m³ を 0.2 mg/m³ に拡大するなど、絶対値も含めて比較できるよう分かり易くすべきである。

事業者の見解	対応頁
べき指数の設定にあたっては、関係地域内は低層建築物が主である地域と判断し、郊外としてべき指数αを1/5と設定しました。	資料編 p75
ご意見を踏まえ、現地調査結果と富田支所の測定結果との比較の図について、わかりやすく修正し、評価書資料編に記載しました。	資料編 p79-80

項目	意見の概要
大気質	[バックグラウンド濃度の設定について] p100 建設機械稼働・大気汚染・予測条件・NO₂：「現地調査結果と富田支所…同様の傾向を示していることから、バックグラウンド濃度は、富田支所の…0.015ppmとした」とあるが、変動の傾向ではなく、絶対値がどの程度違うかを検討すべきである。富田支所では常時監視していないSO₂、塩化水素、ダイオキシン類と同様に、また、工事車両のNO₂予測p119と同様に、現地調査p94の期間平均値（年間）を計算すると、No1の0.019ppm、No2の0.016ppm、No4の0.019ppm、No5の0.016ppmの平均で、0.0175ppmとなり、NO₃の富田支所の0.015ppmより相当大きくなる。NO₂バックグラウンド濃度は0.015ppmではなく現地調査の期間平均値0.0175ppmを用いるべきである。これは年平均値予測を0.0025ppm増加させる。 p101 建設機械稼働・大気汚染・予測条件・NO₂：日平均値の年間98%値が0.040ppmとなっているが、バックグラウンド濃度を現地調査の期間平均値0.0175ppmを用いると工事中濃度は0.021ppmでは無く0.0233ppm(0.0058+0.0175)となり、日平均値の年間98%値は0.043ppm(1.2554*0.0233+0.0141)となり、名古屋市の環境目標値を超えることになり、評価結果p107（環境目標値以下である）はまちがいとなる。 p104 建設機械稼働・大気汚染・予測条件・SPM：「現地調査結果と富田支所…同様の傾向を示していることから、バックグラウンド濃度は、富田支所の…0.022mg/m³とした」とあるが、変動の傾向ではなく、絶対値がどの程度違うかを検討すべきである。富田支所では常時監視していないSO₂、塩化水素、ダイオキシン類と同様に、現地調査p95の期間平均値（年間）を計算すると、No1の0.036 mg/m³、No2の0.031 mg/m³、No4の0.034 mg/m³、No5の0.029 mg/m³の平均で、0.0325 mg/m³となり、NO₃の富田支所の0.022 mg/m³より相当大きくなる。SPMバックグラウンド濃度は0.022 mg/m³ではなく現地調査の期間平均値0.0325 mg/m³を用いるべきである。これは年平均値予測を0.0105 mg/m³増加させる。 p104 建設機械稼働・大気汚染・予測条件・SPM：日平均値の年間98%値が0.054 mg/m³となっているが、バックグラウンド濃度を現地調査の期間平均値0.0325 mg/m³を用いると工事中濃度は0.023 mg/m³では無く0.0336 mg/m³(0.0011+0.0325)となり、日平均値の2%除外値は0.073 mg/m³(1.8504*0.0336+0.0108)となる。 p130 施設稼働・大気汚染・予測条件・バックグラウンド濃度：NO₂、SPM、水銀については「現地調査結果と富田支所…同様の傾向を示していることから、…富田支所の平成25年度の年平均値とした」とあるが、変動の傾向ではなく、絶対値がどの程度違うかを検討すべきである。富田支所では常時監視していないSO₂、塩化水素、ダイオキシン類と同様に、現地調査p94のNO₂期間平均値（年間）を計算すると、No1の0.019ppm、No2の0.016ppm、No4の0.019ppm、No5の0.016ppmの平均で、0.0175ppmとなり、NO₃の富田支所の0.015ppmより相当大きくなる。NO₂バックグラウンド濃度は0.015ppmではなく現地調査の期間平均値0.0175ppmを用いるべきである。これは年平均値予測を0.0025ppm増加させる。 p130 施設稼働・大気汚染・予測条件・バックグラウンド濃度：NO₂、SPM、水銀については「現地調査結果と富田支所…同様の傾向を示していることから、…富田支所の平成25年度の年平均値とした」とあるが、現地調査p95のSPM期間平均値（年間）を計算すると、No1の0.036 mg/m³、No2の0.031 mg/m³、No4の0.034 mg/m³、No5の0.029 mg/m³の平均で、0.0325 mg/m³となり、NO₃の富田支所の0.022 mg/m³より相当大きくなる。SPMバックグラウンド濃度は0.022 mg/m³ではなく現地調査の期間平均値0.0325 mg/m³を用いるべきである。これは年平均値予測を0.0105 mg/m³増加させる。

事業者の見解	対応頁
現地調査を実施していた期間の富田支所の測定結果は、現地調査結果と同程度であることから、年間を通して測定を行っている富田支所の結果をバックグラウンド濃度として設定しました。	資料編 p78-80

項目	意見の概要
大気質	[車両の走行による大気汚染に対する環境保全措置について] p126 工事車両走行・大気汚染・環境保全措置：「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱に準じて、NOx・PM 法車種規制非適合車を使用しないよう指導する」とあるが、方法書への意見に対する見解「可能な限り車種規制適合車を使用するよう指導してまいります」p297 とある表現から「可能な限り」が欠落しており、その気が無いことを示しているが、意見の趣旨は「工事の発注者としての名古屋市の権利として、工事発注仕様書に使用しない旨を盛り込む」ことであり、NO2 の環境保全目標を超える予測がある状況では、この程度の市長決断をすべきである。 p126 工事車両走行・大気汚染・評価：「工事関係車両の走行…NO2 濃度の日平均値の年間 98%値 (0.042ppm・p121) は、環境基準の値を下回るものの、NO.6 では環境目標値を上回る。…建設機械の稼働による重合についても (0.043ppm・p121) …NO.6 では環境目標値を上回る。」と淡々と記載し、「NO2 濃度については環境目標値を上回る地点があること、…実際には背景交通量の変化等により予測結果より濃度が高くなる可能性が考えられることから、工事関係車両のアイドリングストップを徹底する等の環境保全措置を講ずることにより、周辺の環境に及ぼす影響の低減に努める。」とあるが、環境保全措置のアイドリングストップ・エコドライブ・工事車両の点検・整備の徹底、県の非適合車使用抑制要綱に準じて NOx・PM 法車種規制非適合車を使用しないよう指導する、だけでは環境目標値を上回るという事態にはほとんど対応できない。もっと効果的な環境保全措置が必要である。少なくとも工事発注者の権限として契約書に非適合車を使用しないことを明記すべきである。また、工事期間の延長について真剣に検討すべきである。 p162 施設関連車両走行・大気汚染・評価：「施設関連関係車両の走行（施設の稼働による影響との重合）…NO2 濃度の日平均値の年間 98%値 (0.042ppm・p121) は、環境基準の値を下回るものの、環境目標値を上回る地点がある。」と淡々と記載し、「NO2 濃度については環境目標値を上回る地点があること、…実際には背景交通量の変化等により予測結果より濃度が高くなる可能性が考えられることから、工事関係車両のアイドリングストップを徹底する等の環境保全措置を講ずることにより、周辺の環境に及ぼす影響の低減に努める。」とあるが、環境保全措置のアイドリングストップ・エコドライブ・工事車両の点検・整備の徹底、県の非適合車使用抑制要綱に準じて NOx・PM 法車種規制非適合車を使用しないよう指導する、だけでは環境目標値を上回るという事態にはほとんど対応できない。もっと効果的な環境保全措置が必要である。少なくとも工事発注者の権限として契約書に非適合車を使用しないことを明記すべきである。また、工事期間の延長について真剣に検討すべきである。 [予測結果を受けた事後調査計画について] p126 工事車両走行・大気汚染・評価：「工事関係車両の走行…NO2 濃度については環境目標値を上回る地点があること、…実際には背景交通量の変化等により予測結果より濃度が高くなる可能性が考えられることから、工事関係車両のアイドリングストップを徹底する等の環境保全措置を講ずることにより、周辺の環境に及ぼす影響の低減に努める。」とあるが、背景交通量の変化等により予測結果より濃度が高くなる可能性がある判断する以上、事後調査として NO.6 地点の NO2・SPM 濃度測定を追加すべきである。

事業者の見解	対応頁
予測地点 No.6 では、工事関係車両及び施設関連車両の走行による二酸化窒素濃度の寄与率が小さいものの、バックグラウンド濃度が高いことから環境目標値を上回ると予測されます。しかしながら、工事関係車両または施設関連車両の走行が避けられない地点でもあることから、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車 NOx・PM 法）」車種規制非適合車の使用抑制について仕様書に明記するなどの更なる環境保全措置を講ずることにより、周辺の環境に及ぼす影響の低減に努めます。 また、工事期間については、現在計画している工事工程において、短時間に工事関係車両が集中しないよう適切な配車計画を立てることにより、周辺の環境に及ぼす影響の低減に努めます。 なお、施設関連車両の多くは名古屋市のごみ収集車であり、現状においても自動車 NOx・PM 法に適合した車両を使用しています。	p126 p24
事後調査においては、予測結果の妥当性を検証するため、工事関係車両及び一般車両の交通量及び走行速度の調査を実施することとしています。	p289

項目	意見の概要
大気質	[排ガス中の水銀対策について] p130 施設稼働・大気汚染・予測条件：排ガス諸元値の比較で、既存施設を大幅に改善する努力は評価する（ばいじん：0.03→0.01g/m³N、NO_x：70→25ppm、Sox：25→10ppm、HCl：70→10ppm、ダイオキシン類：新規に 0.05ng-TEQ/m³N、水銀：新規に 0.03mg/m³N）。しかし、新たに設定した水銀については、既存施設の測定結果で最大 0.15 mg/m³N があり（資料編 p2）、既存施設の水銀対策をどのように改良するかを説明する必要がある。EU では焼却炉の排ガス規制値として 0.05mg/m³ が定められ、東京都を始め、全国各地でこの値を自主規制値とし、この 0.05mg/m³ を越えて検出され焼却炉の稼働を中止した事例もあるため、水銀対策の内容を示して十分なものであることを理解できるようにすべきである。
	[水銀のバックグラウンド濃度について] p130 施設稼働・大気汚染・予測条件・バックグラウンド濃度：NO₂、SPM、水銀については「現地調査結果と富田支所…同様の傾向を示していることから、…富田支所の平成 25 年度の年平均値とした」とあるが、資料編 p78~80 には水銀については傾向の比較がない。この資料を追加すべきである。なお、現地調査 p97 の水銀期間平均値（年間）は測定が簡略で定量限界が大きく、全て 0.004μg/m³ 未満であり、用いた水銀のバックグラウンド濃度・富田支所の 0.0022μg/m³ は定量できていない。この理由を記載すべきである。
	[最大着地濃度出現地点におけるバックグラウンド濃度について] p130 施設稼働・大気汚染・予測条件・バックグラウンド濃度：「SO₂、塩化水素及びダイオキシン類については、現地調査結果の各地点の期間平均値（年間）とし」とあるが、「最大着地濃度出現地点」での現地調査結果は無いはずである。それにもかかわらず、SO₂：0.0006ppm、塩化水素：0.002ppm、ダイオキシン類：0.032pg-TEQ/m³ と値が記載されているが、どのように設定したのか明記すべきである。
	[予測計算について] p156 施設関連車両走行・大気汚染・予測条件：バックグラウンド濃度のうち、NO. 6, 7, 8 は「背景交通量及び現地調査結果を基に設定した」とあり、詳細をみると、予測の基礎となる「将来交通量での一般部からの寄与濃度・NO₂」が、名古屋環状 2 号線西南部の供用が計画されていることから、…将来交通量とした」とあるが、一般部交通量は 30,600（大型車類 5,216+小型車類 11,401）台/24 時と同じであるにもかかわらず、NO. 6：0.00019ppm、NO. 7：0.00021ppm、NO. 8：0.00024ppm と異なっている（資料編 p115）。道路構造もほとんど同じで、一般部の手前側仮想排出源までの距離も NO. 6：22.0m、NO. 7：19.7m、NO. 8：23.5m とそれほど変わらない（資料編 p86）。逆に NO₂ 濃度が最も高い NO. 8 が排出源から最も離れている。「将来交通量での一般部からの寄与濃度」には計算過程に問題があるのではないか。

事業者の見解	対応頁
現在稼働中の焼却工場において、排ガス濃度における水銀の管理値を $0.03\text{mg}/\text{m}^3_{\text{N}}$ として運転管理しており、計画施設においても、排ガス処理方法の詳細は未定ですが、管理値を $0.03\text{mg}/\text{m}^3_{\text{N}}$ として運転管理していきます。	p15, 130
水銀の現地調査結果については、指針値の 1/10 の値を定量下限値として測定しており、水銀の現地調査結果及び富田支所の結果は指針値と比較していずれも低い値であることから、年間を通して測定を行っている富田支所の結果を二酸化窒素や浮遊粒子状物質と同様にバックグラウンド濃度として設定しました。	p131
最大着地濃度出現地点における二酸化硫黄、塩化水素及びダイオキシン類のバックグラウンド濃度については、現地調査結果の全地点の期間平均値（年間）を平均した値としました。	p131 資料編 p78
二酸化窒素寄与濃度の予測については、窒素酸化物を対象として予測した後、二酸化窒素に変換しました。 窒素酸化物から二酸化窒素への変換については、準備書 p.120 に示す「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」（国土交通省、独立行政法人土木研究所、平成 25 年）の式（$[\text{NO}_2]=0.0714 [\text{NOx}]^{0.438} (1 - [\text{NOx}]_{\text{BG}}/[\text{NOx}]_{\text{p}})^{0.801}$）に基づき二酸化窒素寄与濃度を算出しました。 なお、式の出典によると、「窒素酸化物濃度が高い地域では、一酸化窒素から二酸化窒素への変換を促すオゾン濃度が低く、窒素酸化物濃度に対する二酸化窒素の比率が小さくなっている。」とあり、予測計算結果については、窒素酸化物濃度の影響により差異が出たものと考えます。	p116 p120

項目	意見の概要
大気質 (騒音)	[遮音壁の高さについて] p155 施設関連車両走行・大気汚染・予測条件：排出源の位置：バックグラウンド濃度のうち、NO. 6, 7, 8 は「背景交通量及び現地調査結果を基に設定した」とあるが、予測断面の仮想排出源は「遮音壁+1.0m」（資料編 p86）とされているが、その高さは記載されていないし、高速専用部に至っては遮音壁が図示されていない。環 2 西南部の環境照査（リンリンコミュニケーション p1）2014 年 1 月国土省中部地方整備局（愛知国道工事事務所）では、このあたりは平成 42 年度には一般部で高さ 8m、高架で高さ 3m の遮音壁が示されている。この値を国土交通省に確認し、または、今年 1 月 31 日の地元説明会で掲示された縦断面図から読み取り、今回の予測に用いた環 2 一般部遮音壁の高さ、高速専用部・遮音壁の高さを、予測条件の基本的な値として本文に記載すべきである。 p156 施設関連車両走行・大気汚染・予測条件：バックグラウンド濃度のうち、NO. 6, 7, 8 は「背景交通量及び現地調査結果を基に設定した」とあり、仮想排出源は「遮音壁+1.0m」（資料編 p86）とされている。しかし、予測断面では一般部の遮音壁高さは記載されていないし、高架専用部に至っては遮音壁が図示されていない。環 2 西南部の環境照査（リンリンコミュニケーション p1）2014 年 1 月国土省中部地方整備局（愛知国道工事事務所）では、このあたりは平成 42 年度には一般部で高さ 8m、高架で高さ 3m の遮音壁が示されている。この値を国土交通省に確認し、または、今年 1 月 31 日の地元説明会で掲示された縦断面図から読み取り、今回の予測に用いた一般部遮音壁の高さ、高速専用部遮音壁の有無と高さを、予測条件の基本的な値として本文に記載すべきである。地元への説明では国土交通省は、供用前に遮音壁設置とは明言していない。 p183 施設関連車両・騒音・予測条件：道路条件では騒音発生源の高さが記載されていない。NO. 6, 7, 8 予測断面では「遮音壁」（資料編 p125）が図示されているが、一般部の遮音壁高さは記載されていないし、高架専用部に至っては遮音壁が図示されていない。環 2 西南部の環境照査（リンリンコミュニケーション p1）2014 年 1 月国土省中部地方整備局（愛知国道工事事務所）では、このあたりは平成 42 年度には一般部で高さ 8m、高架で高さ 3m の遮音壁が示されている。この値を国土交通省に確認し、または、今年 1 月 31 日の地元説明会で掲示された縦断面図から読み取り、今回の予測に用いた一般部遮音壁の高さ、高速専用部遮音壁の有無と高さを、予測条件の基本的な値として本文に記載すべきである。 p185 施設関連車両走行・騒音・予測条件：バックグラウンド濃度のうち、NO. 6, 7, 8 は背景交通量及び現地調査結果を基に設定したとあるが、予測断面では既に一般部に高さは不明であるが遮音壁が設置されている構造（資料編 p127）とされている。富田工場が供用される平成 32 年度に既にこの一般部遮音壁が設置されていることを国土交通省に確認して、その旨及び高さを記載すべきである。地元への説明では国土交通省は、供用前に遮音壁設置とは明言していない。

事業者の見解	対応頁
準備書において、一般部の遮音壁高さは 8m、専用部の高欄高さは 1m として予測しました。 評価書においては、名古屋環状 2 号線の説明会図面により専用部の遮音壁高さを予測地点ごとに設定し、あらためて供用時の予測・評価を行いました。 なお、予測に用いた遮音壁高さについては評価書資料編に記載しました。	p156, 186 資料編 p93, 134

項目	意見の概要
大気質 (騒音)	[走行速度の設定について] p156 施設関連車両走行・大気汚染・予測条件：走行速度を「規制速度」としているが、専用部の規制速度の60km/hはあまりにも非常識である。「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）国土交通省」によれば「自動車専用道路の場合、沿道環境の保全の観点から、必要に応じ法定速度（又は規制速度）よりも10km/h程度高めの走行速度とすることができる。また、一般道路の場合は信号交差点により走行速度が低下し、排出係数が増加する場合もあることから、適切な平均走行速度を設定する…一般道路における平均走行速度の目安…60km/h 規制なら45km/hが目安」p2-1-28とされており、高速専用部の走行速度は70km/h、一般部は45 km/hを用いて再予測・評価をすべきである。 ちなみに、2014年1月に公表された環2西南部の環境照査（30年以上昔の1982年の時代遅れアセスの修正版）リンリンコミュニケーションp13で、国土省中部地方整備局（愛知国道工事事務所）でさえも、大気の影響予測条件として「設計速度60km/h、ただし、走行速度は沿道環境の保全の観点から適切な値を用いた」としている。 p184 施設関連車両走行・騒音・予測条件：走行速度を大気汚染と同様に「規制速度」としているが、「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）国土交通省」p4-1-21によれば「沿道環境の保全の観点から、必要に応じ法定速度（又は規制速度）よりも10km/h程度高めの走行速度」とされており、高速専用部、一般部ともに走行速度は70km/hを用いて再予測・評価をすべきである。 ちなみに、2014年1月に公表された環2西南部の環境照査（30年以上昔の1982年の時代遅れアセスの修正版）リンリンコミュニケーションp13で、国土省中部地方整備局（愛知国道工事事務所）でさえも、騒音の影響予測条件として「設計速度60km/h、ただし、走行速度は沿道環境の保全の観点から適切な値を用いた」としている。
騒 音	[建設機械の騒音レベルについて] p166 建設機械稼働・騒音・予測条件：主要な建設機械のA特性パワーレベルは表の107dB、106dBとしたとあるが、資料編（p120）の中心周波数音圧レベルから算出すると結果が異なり、もっと大きな値となる。審査部局で確認されたい。例えば、A：クローラクレーンは、1000Hzの107dBと2000Hzの106.2dB（音圧レベル105+A特性への補正1.2）、500Hzの102.8dB（音圧レベル106—A特性への補正3.2）の3つをパワー合計するだけで、110.4dB(A)（他の周波数も合計すると111.2dB）となり、設定した107dBより3.4dB大きくなる。また、C・D：バックホウは、1000Hzの106dBと2000Hzの105.2dB（音圧レベル104+A特性への補正1.2）、500Hzの101.8dB（音圧レベル105—A特性への補正3.2）の3つをパワー合計するだけで、109.4dB(A)（他の周波数も合計すると110.2dB）となり、設定した106dBより4.2dB大きくなる。このバックホウは建屋外で稼働するため、予測結果への影響は大きい。 [パラメータの説明について] p166 建設機械稼働・騒音・予測条件：で「各中心周波数別音圧レベル」が資料編（p120）にあるが、「fi：i番目のオクターブバンドレベルの中心周波数音圧レベル（Hz）」は「fi：i番目のオクターブバンドレベルの中心周波数（Hz）」の間違いである。

事業者の見解	対応頁
「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」（国土交通省、独立行政法人土木研究所，平成 25 年）によれば、走行速度について「予測に用いる走行速度は、法定速度又は規制速度を基本とする。」（一部省略）と記載されており、これに基づき専用部は 60km/h、一般部のうち予測地点 No. 10 は 50km/h、その他の予測地点は 60km/h としました。	p157, 187, 209
準備書資料編 p. 120 では、準備書 p. 166 表 2-2-3 における A 特性パワーレベル（107dB、106dB）を 1,000Hz での中心周波数音圧レベルとし、準備書資料編 p. 120 に示す式により各中心周波数別音圧レベルを設定しました。 周波数ごとの音圧レベルを合成すると、出典における A 特性パワーレベル（107dB、106dB）より大きな値となりますが、過小な予測とならないよう、予測計算を行いました。 <u>評価書においては、中心周波数別音圧レベルの設定方法を見直し、建設機械の稼働による騒音について、新たに設定した中心周波数別音圧レベルの値を用いて、あらためて予測・評価を行いました。</u>	p167-173 資料編 p126-127
fi の説明は誤りですので、評価書にて修正しました。	資料編 p127

項目	意見の概要
騒音 (振動)	[建設機械の配置について] p167 建設機械稼働・騒音・予測条件：建設機械の配置として、D：選別積替え用重機（バックホー）が建屋外の南側に2カ所設定しているが、その最南端のバックホウからは南側50mに市営富田荘が存在し、南側敷地では66dB(p170)と、特定建設工事の騒音規制基準85dB(資料編p37)こそ超えていないが、通常の工場の規制基準：昼間65dB（準工業地域、資料編p39）を超える騒音であり、選別積替え場所の変更など更なる対策を検討すべきである。 p170 建設機械稼働・騒音・評価：「中高層住宅付近における予測結果が事業予定地敷地境界よりも高くなることから、建設機械のアイドリングストップを徹底するなどの環境保全措置を講ずる」とあるが、環境保全措置のアイドリングストップ、建設機械の点検・整備、丁寧な作業、だけでは「周辺の環境に及ぼす影響の低減に努める」ことにはならない。もっと効果的な環境保全措置として、たとえば、①選別積替え場所の変更（建屋北側に統合、南側でも20m北側の管理棟横に統合など）、②選別積替え場所での騒音対策（敷地境界の仮囲い3mに加えて、5m程度の仮囲い設置、1.4m³の大型バックホウの小型化など）を検討することが必要である。 p189 建設機械稼働・振動・予測条件：建設機械の配置として、D：選別積替え用重機（バックホー）が建屋外の南側に2カ所設定しているが、その最南端のバックホウからは南側50mに市営富田荘が存在し、南側敷地では59dB(p190)と、特定建設工事の振動規制基準75dB(資料編p40)こそ超えていないが、通常の工場の規制基準：昼間65dB（準工業地域、資料編p39）に近い振動であり、選別積替え場所の変更など更なる対策を検討すべきである。
騒音	[騒音に係る環境基準について] p176 工事車両走行・騒音・評価：「全予測値点で環境基準の値以下であった」とあるが、適用されている「70dB以下」は、道路に面する環境基準より更に緩い「幹線交通を担う道路に近接空間」に適用される特例であり、単純にこの値と比較するだけでは不十分である。広島高裁判決2014.1.29「昼間屋外値Leq65dBを超える場合に、本件損害賠償請求が認められる」は、国側が上告しないことにより確定している。この確定した広島高裁判決の内容も踏まえて評価を再検討すべきである。 [規制基準を上回る現況への対応について] p181 施設稼働・騒音・評価：「工場等の騒音の規制基準値を現況で上回る地点を除き、全て規制基準値を下回る」とあるが、現況で規制基準値を上回る原因（特に西側は環2一般部の騒音と考えられる）を確認し、その対応策について記載すべきである。規制基準値を上回る現状を追認するような評価ではなく、何らかの環境保全措置を記載すべきである。
振動	[振動に係る要請限度について] p198 工事車両走行・振動・評価：「工事関係車両の走行による振動レベルは、一般に人体が振動を感じ始める評価の目安の一つである閾値55dBを下回ることから、周辺の環境に及ぼす影響は小さいと判断する」とあり、予測結果の表の最後の「要請限度」との比較をしていないことは評価できるが、予測結果の表の最後の「要請限度」は評価にも使わないので削除すべきである。資料編p41に記載してあるだけで十分である。

事業者の見解	対応頁
建設機械の稼働による騒音・振動については、<u>より小型の建設機械を使用することを検討するなど更なる環境保全措置を講ずることにより</u>、<u>周辺環境に及ぼす影響の低減に努めます。</u>	p172, 196
工事関係車両の走行による騒音については、幹線交通を担う道路に近接する空間に該当する地点について特例として掲げられている基準を含め、環境基本法に基づく騒音に係る環境基準との整合性について評価をしています。なお、本事業の実施にあたっては、環境保全措置を講ずることにより、周辺環境に及ぼす影響の低減に努めます。	p179
予測地点 No. 1-N 及び No. 1-W における騒音については、自動車交通等による影響が考えられますが、工場敷地境界における現地調査結果では全ての地点で環境基準の値を下回ります（p. 166 表 2-2-2(1)参照）。また、施設の稼働による騒音が周辺環境に及ぼす影響は小さいと考えますが、特定施設等を設置する工場等の騒音の規制基準値を上回る地点があることから、環境保全措置を着実に実施することにより周辺環境に及ぼす影響の低減に努めます。	p166, 172, 182, 184
振動に係る要請限度については、振動規制法に基づく道路交通振動に係る指標として記載しました。	p202, 210

項目	意見の概要																																
低周波音	[調査結果の記述について] p208 低周波音・調査：調査結果で「既存資料から G 特性音圧レベル (L_{Geq}) 再計算した」とあるが、これではどんな再計算をしたか分からない。「既存資料の 1/3 オクターブバンド音圧レベルに G 特性補正を行って、パワー合計により G 特性音圧レベル (L_{Geq}) を求めた」などと、再計算手法が分かるような表現にするとともに、G 特性補正量を記載すべきである。 <table><tr><td>1/3oct. 中心周波数 Hz</td><td>5</td><td>6.3</td><td>8</td><td>10</td><td>12.5</td><td>16</td><td>20</td><td>25</td><td>31.5</td><td>40</td><td>50</td></tr><tr><td>補正量 dB</td><td>-12.0</td><td>-8.0</td><td>-4.0</td><td>0.0</td><td>4.0</td><td>7.7</td><td>9.0</td><td>3.7</td><td>-4.0</td><td>-12.0</td><td>-20.0</td></tr></table>	1/3oct. 中心周波数 Hz	5	6.3	8	10	12.5	16	20	25	31.5	40	50	補正量 dB	-12.0	-8.0	-4.0	0.0	4.0	7.7	9.0	3.7	-4.0	-12.0	-20.0								
	1/3oct. 中心周波数 Hz	5	6.3	8	10	12.5	16	20	25	31.5	40	50																					
	補正量 dB	-12.0	-8.0	-4.0	0.0	4.0	7.7	9.0	3.7	-4.0	-12.0	-20.0																					
[予測結果の記述について] p210 低周波音・予測：「既存施設における調査結果において、敷地境界付近の値を計画施設の敷地境界における予測結果として表 2-4-3 に示す」とあるが、目的、手法が分からない。「心身に係る苦情を評価するため、既存施設における調査結果から計算した G 特性音圧レベル (L_{Geq}) のうち敷地境界付近の値を、計画施設の敷地境界における予測結果として表 2-4-3 に示す」などとすべきである。																																	
[心身に係る苦情に関する参照値と周波数ごとの予測結果について] p210 低周波音・予測：表 2-4-3 に「低周波音の予測結果 (G 特性音圧レベル：心身に係る苦情)」の脚注に「参照値は、「低周波音問題対応の手引き書」(環境省、平成 16 年) に示されている、苦情等に対して低周波音によるものかを判断するための目安である」としながら、その参照値が示されていない(次の表 2-4-4 低周波音の予測結果 (1/3 オクターブバンド音圧レベル：物的苦情) には表中に参照値が示してある。) 心身に係る苦情の参照値を 1/3 オクターブバンド中心周波数毎に表中に追加すべきである。また、心身に係る苦情の評価方法は「G 特性で 92dB 以上であれば、20 Hz 以下の超低周波音による苦情の可能性が考えられる。」も追加すべきである。 <table><tr><th colspan="11">低周波音による心身に係る苦情に関する参照値</th></tr><tr><td>1/3oct.中心周波数 Hz</td><td>10</td><td>12.5</td><td>16</td><td>20</td><td>25</td><td>31.5</td><td>40</td><td>50</td><td>63</td><td>80</td></tr><tr><td>1/3oct.音圧レベル dB</td><td>92</td><td>88</td><td>83</td><td>76</td><td>70</td><td>64</td><td>57</td><td>52</td><td>47</td><td>41</td></tr></table> p211 低周波音・評価：「G 特性音圧レベルの最大値は 80dB となり、「低周波音問題対応の手引き書」の心身に係る苦情に関する参照値を下回る、とあるが、この手引き書では、「心身に係る苦情に関する評価方法：(1) G 特性で 92dB 以上であれば、20 Hz 以下の超低周波音による苦情の可能性が考えられる。(2) 低周波音の 1/3 オクターブバンド音圧レベルを表 2 と比較し、参照値以上であれば低周波音による苦情の可能性が考えられる。」とされており、1/3 オクターブバンド音圧レベルを参照値とも比較する必要がある。	低周波音による心身に係る苦情に関する参照値											1/3oct.中心周波数 Hz	10	12.5	16	20	25	31.5	40	50	63	80	1/3oct.音圧レベル dB	92	88	83	76	70	64	57	52	47	41
低周波音による心身に係る苦情に関する参照値																																	
1/3oct.中心周波数 Hz	10	12.5	16	20	25	31.5	40	50	63	80																							
1/3oct.音圧レベル dB	92	88	83	76	70	64	57	52	47	41																							
[予測結果の表記について] p210 低周波音・予測：表 2-4-4 低周波音の予測結果 (1/3 オクターブバンド音圧レベル：物的苦情) の表中に「予測地点」とあるのは間違いである。また、表題を「G 特性音圧レベルが最大地点の低周波音の予測結果」などと、予測地点は 1 箇所だけであることが分かるようにすべきである。																																	

事業者の見解	対応頁																																											
ご意見を踏まえ、G特性音圧レベルの再計算方法について、評価書においてわかりやすく追加記載しました。	p212																																											
ご意見を踏まえ、低周波音に係る予測結果の記述について、評価書においてわかりやすく修正しました。	p214-215																																											
表 2-4-3 の最右欄に記載した低周波音による心身に係る苦情に関する参照値とG特性音圧レベル予測結果との対比については、参照値を下回りましたが、各中心周波数における参照値との対比については、下表のとおり 31.5Hz 以上の各周波数において心身に係る苦情に関する参照値を上回ります。評価書においては、このことを追加記載するとともに、評価等についても修正しました。 G特性音圧レベル最大地点における1/3オクターブバンド音圧レベルと心身に係る苦情に関する参照値との対比結果 単位：dB <table><tr><th rowspan="2"></th><th colspan="10">1/3オクターブバンド中心周波数 (Hz)</th></tr><tr><th>10</th><th>12.5</th><th>16</th><th>20</th><th>25</th><th>31.5</th><th>40</th><th>50</th><th>63</th><th>80</th></tr><tr><td>2-3地点</td><td>66</td><td>63</td><td>65</td><td>68</td><td>65</td><td>65</td><td>62</td><td>60</td><td>54</td><td>56</td></tr><tr><td>心身に係る苦情に関する参照値</td><td>92</td><td>88</td><td>83</td><td>76</td><td>70</td><td>64</td><td>57</td><td>52</td><td>47</td><td>41</td></tr></table>		1/3オクターブバンド中心周波数 (Hz)										10	12.5	16	20	25	31.5	40	50	63	80	2-3地点	66	63	65	68	65	65	62	60	54	56	心身に係る苦情に関する参照値	92	88	83	76	70	64	57	52	47	41	p214-215
		1/3オクターブバンド中心周波数 (Hz)																																										
	10	12.5	16	20	25	31.5	40	50	63	80																																		
2-3地点	66	63	65	68	65	65	62	60	54	56																																		
心身に係る苦情に関する参照値	92	88	83	76	70	64	57	52	47	41																																		
ご意見を踏まえ、掲載した表の内容等について、評価書においてわかりやすく修正しました。	p215																																											

項目	意見の概要
悪 臭	[評価の記述について] p218 悪臭・評価：「予測結果によると、計画施設での臭気指数及び特定悪臭物質濃度は規制基準値等を下回る」とあるが、規制基準値等という曖昧な単語ではなく、資料編を参考に「悪臭防止法及び名古屋市の悪臭対策指導基準に規定する指導基準値」と明記すべきである。
土 壌	[事業予定地周辺における土壌汚染の記載について] p220 土壌・事業予定地及びその近傍の土壌汚染の状況：「土壌汚染対策法による要措置区域、形質変更時要届出区域、市条例による措置管理区域、拡散防止管理区域…指定されている区域…指定を解除された区域はない」と記述したあとで「なお…事業予定地周辺（中川区島井町地内及び服部一丁目地内並びに中川区春田三丁目）において、鉛、砒素、ふっ素による土壌汚染及び、ふっ素による地下水汚染が報告されている。」と曖昧な表現があるが、中川区島井町地内及び服部一丁目地内は名古屋環状2号線建設予定地内の土壌汚染を愛知国道工事事務所等が報告した H24. 12. 19：中川-34 を指している（港区春田野三丁目(港-66)は調査対象区域外なので除外）。また、中川区春田三丁目は H25. 2. 26：中川-35：旧ユタカ石油春田給油所の鉛汚染であった。この2件をそれぞれ区分して土壌・地下水汚染の報告内容が何かを分かるように次の内容を追加すべきである。名古屋環状2号線建設予定地内で①中川区島井町地内は土壌溶出量：鉛 15 倍、砒素 5.1 倍、フッ素 1.8 倍、②服部一丁目地内は地下水：フッ素 2.6 倍、③旧ユタカ石油春田給油所で中川区春田三丁目は土壌含有量：鉛 1.3~6.5 倍 p220 土壌・事業予定地及びその近傍の土壌汚染の状況：土壌・地下水汚染の報告で調査対象区域内では確かに記載されている2件3地区だけであるが、名古屋環状2号線建設予定地内では愛知国道工事事務所が継続的な調査を実施しており、2013. 5. 13には④中川区島井町地内（①とは別の地点）で土壌溶出量：砒素 2.1 倍の汚染を公表している。これが名古屋市に報告が無かったことは問題だが、富田工場周辺の住民は周知の事実であり、愛知国道工事事務所のホームページでも公開されている。。この汚染も追加すべきである。

事業者の見解	対応頁
ご意見を踏まえ、悪臭に係る<u>規制及び基準</u>の記述について、評価書においてわかりやすく修正しました。	p221-222
本項においては、地域特性について把握した内容を記載しました。調査対象区域内の土壌汚染の状況に係る具体的な内容については、名古屋市公式ウェブサイト等にて公表されている事業予定地の周辺における土壌汚染の報告等の状況をまとめ、評価書の第 1 部第 4 章「事業予定地及びその周辺地域の概況」にて追加記載しました。	p62, 224

項目	意見の概要																								
土 壌	〔事業予定地周辺における土壌汚染の詳細について〕 p220 土壌・事業予定地及びその近傍の土壌汚染の状況：土壌・地下水汚染の報告で調査対象区域内では確かに記載されている2件3地区だけであるが、名古屋環状2号線建設予定地内では愛知国道事務所が継続的な調査を実施しており、2014.8.8には、「名古屋環状2号線西南部・南部Ⅱ事業地内で確認された汚染土壌に対して適切に対処するため、昨年度全域にわたり土壌調査を実施し、データのとりまとめが完了したのでお知らせします。」と愛知国道工事事務所が次表を公表し、まとめ方には過去の高濃度汚染を隠すなどの問題はあるが、この内容が名古屋市に報告が無かったことについて、市長はどう考え、どう対応をとるのかを確認して記載すべきである。この620件の汚染状況調査を詳細に確認し、調査対象区域内の内容を追加すべきである。2014.8.8に県に提出した「汚染土壌等処理計画」では、例えば富田工場目の環2用地は表層の相当範囲で鉛汚染がみられるはずである。 <table><tr><th>有害物質</th><th>基準超えの試料採取位置 (標高)の範囲</th><th>濃度の範囲 (mg/L)</th><th>基準超えの数量 /調査数量</th><th>最も濃度が高かった値の基準に 対する倍率</th><th>土壌汚染等 処理基準</th></tr><tr><td>鉛及び その化合物</td><td>4～-5m</td><td>不検出～ 0.043</td><td>17/620</td><td>4.3 倍</td><td>0.01mg/L 以下</td></tr><tr><td>砒素及び その化合物</td><td>5～-4m</td><td>不検出～ 0.057</td><td>33/620</td><td>5.7 倍</td><td>0.01mg/L 以下</td></tr><tr><td>ふっ素及び その化合物</td><td>3～-5m</td><td>不検出～ 5.1</td><td>109/620</td><td>6.4 倍</td><td>0.8mg/L 以下</td></tr></table> ①の鉛15倍が消えた。④のカドミウム汚染が消えた。⑥の砒素6.5倍が消えた 1 2012(H24).12.19 愛国 https://www2.cbr.mlit.go.jp/aikoku/press_release.php?mode=detail&id=73 ①中川区島井町地内 土壌溶出量：鉛15倍、砒素5.1倍、フッ素1.8倍 ②中川区服部一丁目地内 地下水：フッ素2.6倍 ③港区春田野三丁目地内 土壌溶出量：鉛4.0倍、砒素4.1倍、フッ素1.4倍 ④飛島村木場一丁目地内 土壌溶出量：カドミウム1.3倍、鉛1.2倍、フッ素1.3倍 2 2013(H25).5.13 愛国 http://www.cbr.mlit.go.jp/aikoku/pdf/R302-20130513.pdf ①②③④は同じ ⑤中川区島井町 土壌溶出量：砒素2.1倍 ①とは別の島井町 ⑥飛島村三福3丁目 土壌溶出量：砒素6.5倍、フッ素1.6倍 3 2014(H26).8.8 愛国 http://www.cbr.mlit.go.jp/aikoku/kinkiexpressway.html	有害物質	基準超えの試料採取位置 (標高)の範囲	濃度の範囲 (mg/L)	基準超えの数量 /調査数量	最も濃度が高かった値の基準に 対する倍率	土壌汚染等 処理基準	鉛及び その化合物	4～-5m	不検出～ 0.043	17/620	4.3 倍	0.01mg/L 以下	砒素及び その化合物	5～-4m	不検出～ 0.057	33/620	5.7 倍	0.01mg/L 以下	ふっ素及び その化合物	3～-5m	不検出～ 5.1	109/620	6.4 倍	0.8mg/L 以下
有害物質	基準超えの試料採取位置 (標高)の範囲	濃度の範囲 (mg/L)	基準超えの数量 /調査数量	最も濃度が高かった値の基準に 対する倍率	土壌汚染等 処理基準																				
鉛及び その化合物	4～-5m	不検出～ 0.043	17/620	4.3 倍	0.01mg/L 以下																				
砒素及び その化合物	5～-4m	不検出～ 0.057	33/620	5.7 倍	0.01mg/L 以下																				
ふっ素及び その化合物	3～-5m	不検出～ 5.1	109/620	6.4 倍	0.8mg/L 以下																				

事業者の見解	対応頁
準備書の作成にあたっては、平成 26 年 4 月末の時点で可能な限り入手できる公表資料を収集しており、事業予定地周辺の土壌に係る地域特性についても、これらの資料から現況を把握し、準備書に記載しました。 名古屋市公式ウェブサイトに掲載されている「土壌汚染等に係る報告の状況について」により、事業予定地周辺において鉛等の基準を超過している報告があることを確認したことから、事業予定地においても地質的に基準に適合しない土壌が存在する可能性があることも考慮し、掘削を行う場合は、周辺地域で基準不適合が確認された鉛、砒素、ふっ素を始め、土壌汚染対策法に定める第二種特定有害物質について調査を行うこととしています。 評価書においては、準備書に記載したもののほか、ご意見にある平成 26 年 8 月の愛知国道事務所ホームページの資料も含め、事業予定地周辺における土壌・地下水汚染の状況を把握できる範囲で記載しました。 なお、土壌汚染に係る所管課である本市環境局地域環境対策課に確認したところ、ご意見に係る土壌汚染については、国土交通省中部地方整備局愛知国道事務所から「汚染拡散防止計画書届出書」が提出されているとのことでした。	p62, 227 p62

項目	意見の概要
土 壌	[掘削量、掘削面積及び大規模な土地の形質の変更に係る手続きについて] p223 土壌・掘削条件：「掘削位置は計量棟増設工事場所及び管理棟横のエレベータ設置位置を予定している。掘削後、搬出する残土は、71m³を想定している」とあるが、搬出残土量 71m³だけではなく、掘削量、掘削面積も記載すべきである。現地調査範囲 p221 では掘削を予定している範囲は 1,050m²（30m×10m×3 箇所+15m×10m）と読み取れる。 p223 土壌・環境保全措置：「大規模な土地の形質の変更を行うことになった場合は「土壌汚染対策法」及び「名古屋市環境保全条例」に基づき、必要な届け出等を実施し、適切に対応していく」とあるが、法では 3,000m²、市条例では 500m²を超える場合に届出することになっており、明らかに市条例 55 条（土地の形質の変更時の調査）の「特定有害物質等取扱事業者は…工場等の敷地において、土地の掘削その他の土地の形質の変更であって、…面積が規則で定める規模（細則 500m²を超える）のものをしようとするときは、…着手する日までに、…当該土地の形質の変更（盛土を除く。）に係る土地の土壌及び土地にある地下水の特定有害物質による汚染の状況について、指定調査機関に土壌汚染等対策指針で定める方法により調査させて、その結果を市長に報告しなければならない。」が適用される。現地調査はこの規定による著差結果であることを明記するとともに、そのほかに大規模な土地の形質の変更を行うことはどのような場合かを例示すべきである。
廃棄物等	[廃棄物原単位の出典について] p225 廃棄物等：予測条件で「原単位等の諸条件は、資料 8-1 に示すとおりである」とあるが、資料編の出典が孫引きとなっている。表 8-1-2 解体工事の原単位（kg/m²）の出典はクリーン&サイクル（大阪建設業協会となっているが、その p10 には「建築物の解体に伴う廃棄物の原単位調査報告書」から抜粋、とある。また、表 8-1-3 廃棄物重量／容積換算（t/m³）の出典もクリーン&サイクル（大阪建設業協会となっているが、その p14 には「建築系混合廃棄物の原単位調査報告書・建築物の解体に伴う廃棄物の原単位調査報告書」から抜粋、とある。元々の出典『建築物の解体に伴う廃棄物の原単位調査報告書（社団法人 建築業協会 環境委員会副産物部会）』とすべきである。何か特別に大阪の事例が必要なのかと疑問に思ってしまう。

項目	意見の概要
廃棄物等	[ダイオキシン類の飛散防止措置について] p226 廃棄物等・解体作業で発生するダイオキシン類除去作業：予測結果で「廃棄物焼却施設内作業にダイオキシン類被爆防止対策要綱に基づき、適切に処理する計画である」では誰も納得できない。「ばく露防止対策要綱」の具体例を次のように示すべきである。 (6) 付着物除去作業の実施 事業者は、労働安全衛生規則第五九二条の三に基づき、解体作業実施前に設備の内部に付着したダイオキシン類を含む物の除去を十分に実施すること。当該付着物除去作業の際には、 ウ 解体廃棄物の処理 汚染除去された又は除去する必要のない解体廃棄物については、廃棄物処理法に沿って、一般廃棄物、産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物ごとに、廃棄物の種類に応じて分別して排出し、処分すること。 粉じん等汚染物及びダイオキシン類汚染解体廃棄物についても、廃棄物処理法に沿って、一般廃棄物、特別管理一般廃棄物、産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物ごとに、廃棄物の種類に応じて分別して排出し、処分すること。 分別作業に際してはサンプリングのダイオキシン類分析結果等を参考にして、それぞれの汚染状況に応じて関係法令に基づき処理又は処理されるまでの間一時保管を行うこと。また、高濃度汚染物の詰替え作業を行う場合は作業を行う場所を保護具選定に係る第三管理区域とすること。 エ その他廃棄物の処理 付着物除去作業及び解体作業によって生じた汚染物は、飛散防止措置を講じたうえで密閉容器に密封し、関係法令に基づき処理されるまでの間、作業の妨げとならない場所に隔離・保管すること。 オ 周辺環境等の調査 すべての解体作業終了後、当該施設と施設外の境界部分において環境調査を行うこと
温室効果ガス等	[プラスチック類の分別について] p239 温室効果ガス等・評価：「平成 23 年 4 月から、それまで不燃ごみとしていたプラスチック製品を可燃ごみとしたことにより、…既存施設よりも計画施設の方が、（温室効果ガス等が）合計では 63.5%増加する」としているが、そのための環境保全措置は「維持管理徹底、車両のアイドリングストップ、エネルギーの有効利用」だけと不十分である。確かに第 4 次一般廃棄物処理基本計画 p60 でも、「「ごみとして残るプラスチック」については、焼却による熱回収・埋立回避を行います。」とあるが、それは「① 容器包装プラスチックの分別徹底、② 事業系プラスチックの分別徹底、③ 法整備（非容器包装プラスチックの資源化ルート確立）の働きかけ、④ 上記①～②を前提としつつ、③が実現するまでの間は」という条件がついている。このため、市全体で行う、環境保全措置として、① 容器包装プラスチックの分別徹底、② 事業系プラスチックの分別徹底、③ 法整備（非容器包装プラスチックの資源化ルート確立）の働きかけは追加すべきである。

事業者の見解	対応頁
解体撤去工事は、平成 26 年 1 月に改正された「廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」（環境省）に基づき、空気中のダイオキシン類の測定及びサンプリング、付着物除去作業の実施、作業場所の分離・養生並びに周辺環境への対応などの適切な措置を講ずる計画としています。	p24-25, 85, 230
準備書における環境保全措置については、本事業において実施する事項として整理していますので、プラスチック類の分別については、評価書において「環境保全に関する計画」の中の「名古屋市一般廃棄物処理基本計画」の項に追加記載しました。	p57

(3) 環境影響評価手続きに関する事項

項目	意見の概要
市民等の意見の概要に対する事業者の見解	[意見の提出の機会等について] p305 市民等の意見の概要に対する事業者の見解・一般廃棄物処理施設の維持管理計画：「維持管理に関する計画につきましては、…設置届けの添付書類として提出するとともに、名古屋市公式ウェブサイトにて公表いたします」とだけでは不十分であり、p53 に記載しているとおり「…提出するとともに、廃棄物処理法に基づき、生活環境影響調査の結果を縦覧し意見書提出の機会の付与があることを、名古屋市公式ウェブサイトにて公表いたします」と市民がかかわる機会がまだあることを明記すべきである。
市長の意見（方法意見書）に対する事業者の見解	[浸水防止措置について] p309 市長の意見に対する事業者の見解・事業の目的及び内容：「洪水時等における有害物質等の流出防止に配慮すること」の市長意見に対し、「焼却灰等は、コンクリート製のピットで保管…その他の有害物質等…密閉容器に入れて工場棟内で保管…有害物質等を保管する場所への浸水防止措置を検討」と見解が示されているが、対応頁の p12-14 にはそこまで詳しく記載していない。正確に記載すべきである。また、対応頁ではないが、供用時の土壌を選定しなかった理由 p80 で「工場棟内の有害物質等保管場所へは浸水防止措置を実施する」とあるが、いずれにしても、浸水防止措置がどのようなものかを明確にする必要がある。

事業者の見解	対応頁
方法書に対するご意見を踏まえ、一般廃棄物処理施設設置届出書の作成にあたっては、「名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」により、届出書に記載すべき事項を記載した書類及び生活環境影響調査の結果の縦覧並びに意見書提出の機会の付与が義務付けられることを記載しました。 生活環境影響調査の結果等の縦覧及び意見書の提出については、告示をするとともに、広報なごや、名古屋市公式ウェブサイトなどを通じて広く周知します。	p53
具体的な浸水防止措置については、現段階では未定であり、今後適切な方法を検討します。 なお、有害物質を含むと想定される焼却灰及び飛灰は、コンクリート製のピットで保管します。	p12, 14

3-2-2 公聴会における意見の概要に対する事業者の見解

公聴会における意見の概要及び事業者の見解は、次に示すとおりである。公聴会における陳述人数は1名、意見の数は10件であった。

なお、事業者の見解については、審査書における意見及び評価書作成時点の状況を踏まえて、公聴会での回答の内容から追加をした箇所がある。該当する箇所については、下線を付して示した。

表 5-3-4 陳述人数、意見の項目及び意見数

陳述人数	意見の項目	意見数
1 名	環境影響評価に係る事項	1
	環境影響評価	7
	その他	2

(1) 環境影響評価に係る事項

項目	意見の概要
事業計画	[環境影響評価手続きの併合について] 名古屋環状 2 号線は、環境影響評価手続きが終了しているため併合を行わないとされているが、実際には近隣で工事が始まろうとしている事実を受け止め、本事業の環境影響評価手続きとあわせて予測・評価すべきである。 名古屋市の条例には、「手続きの併合を行ってはいけない」とは書いていないので、現実を受け止めて前向きに行ってもらいたい。

(2) 環境影響評価

項 目	意見の概要
大気質・騒音・振動・安全性	[供用時の予測時期について] 名古屋環状 2 号線の環境影響評価では、過大な交通量で予測されている。現実的な交通量で予測する意味でも、富田工場供用開始直後の平成 32 年度と、名古屋環状 2 号線の交通量が定常状態となる平成 42 年度の 2 段階予測をすべきである。 また、「関係機関」とはどこか、具体的に示してもらいたい。
大気質・騒音	[沿道の遮音壁について] 愛知国道事務所の地元説明会の資料によると、沿道には 3m ないし 4m の防音壁が設置されると読み取れるが、本準備書では高欄 1m として予測されている。正確な情報について、愛知国道事務所に確認しないのか。 名古屋環状 2 号線の事業者説明では、3m ないし 4m の防音壁を設置するといっているのに、本事業の環境影響評価でなぜ高欄 1m に固執するのかかわからない。

事業者の見解	対応頁
名古屋環状 2 号線に係る環境影響評価の手続きは既に終了していることから、手続きの併合は行いませんでした。	—

事業者の見解	対応頁
本事業の環境影響評価には見込んでいませんが、工事が重複する期間にあつては、<u>当該工事に関係する事業者との連絡調整を密に行い、環境影響の低減に努めます。</u> 供用時の予測につきましては、双方の供用時を想定して、入手可能な平成 42 年度の将来交通量などを用いて予測・評価を行いました。	p24-25 p156, 187, 208, 258
準備書においては、予測を実施した平成 25 年度に入手した道路断面図を基に、供用時の予測においては過小な予測とならないように専用部は高欄高さ 1m としました。 <u>なお、名古屋環状 2 号線の説明会図面により予測地点における専用部の遮音壁高さを確認しましたので、評価書においては、その高さから、供用時の予測・評価を行いました。</u>	p156, 186 資料編 p93, 134

項 目	意見の概要
大気質・騒音	[高架道路での走行速度の設定について] 走行速度の設定について、法律違反を前提とした速度で予測できないという見解が示されているが、国土交通省も現実にあった速度での予測を認めているので、車速の見直しを改めて求めたい。
大気質	[大気質の予測条件について] 大気質の予測条件において、べき指数を$\alpha = 1/5$と設定したとあるが、6階建て相当の名古屋環状2号線の存在を鑑み、$\alpha = 1/3$と設定すべきである。 [車種規制非適合車の使用抑制について] 車種規制非適合車の使用抑制について仕様書に明記すると前向きな見解が示されたが、その旨を評価書に記載してもらいたい。
騒音	[建設機械の稼働に伴う騒音の予測について] 建設機械のパワーレベルの設定について、周波数分析ができている場合には、予測条件に用いた音響学会の式では、低めの予測になるので改めてもらいたい。
土 壌	[事業予定地周辺の土壌汚染の確認について] 事業予定地周辺の土壌汚染に関して、名古屋市に報告されていない汚染内容についてどこまで追求していくのか曖昧である。事業の実施に当たっては、すべてのデータを入手する姿勢で進めてもらいたい。

(3) その他

項目	意見の概要
その他	[本事業の環境影響評価の実施について] 本事業は、名古屋市が行う事業であるため、民間事業の手本となるような環境影響評価をやってもらいたい。 環境に配慮して、できる限りのことはやってもらいたい。 [見解書で修正した内容の評価書への反映について] 意見を踏まえ修正されたものが見解書で示されているが、曖昧な点も含め、評価書に記載してほしい。

事業者の見解	対応頁
道路環境影響評価の技術手法の「沿道環境の保全の観点から、必要に応じ法定速度（または規制速度）よりも 10km/h 程度高めの走行速度とすることができる」の部分については、道路事業において環境保全措置の検討などに参考とする値として認識しております。そのため、本事業の予測では基本である値を設定しました。	p157, 187, 209
土地利用状況については、関係地域内全体の、より広域的な状況により判断し、郊外として $\alpha=1/5$ と設定しました。	資料編 p75
評価書の作成にあたっては、車種規制非適合車の使用抑制について仕様書に明記することを、環境保全措置として追加記載しました。	p126
<u>建設機械の稼働による騒音の予測における中心周波数別音圧レベルの設定方法を見直し、新たに設定した中心周波数別音圧レベルの値を用いて、建設機械の稼働による騒音の予測・評価をあらためて行いました。</u>	p167-173 資料編 p126-127
評価書の作成にあたっては、本事業予定地周辺における汚染状況について、愛知国道事務所ホームページの資料を含め、把握できる範囲で取りまとめました。	p62

事業者の見解	対応頁
<u>これまでいただいたご意見を謹んでお受けし、環境影響評価手続きを進めてまいります。</u> <u>また、事業の実施にあたっては、環境に十分配慮いたします。</u>	—
見解書において、意見等を踏まえ修正する旨を記述した事項につきましては、その内容に従い、評価書に記載しました。	全般

3-2-3 環境影響評価審査書に対する事業者の見解

審査書において、名古屋市富田工場設備更新事業に係る環境影響評価の実施にあたっては、当該事業に係る準備書に記載されている内容を適正に実施するとともに、評価書の作成にあたり、以下の事項について対応が必要であると指摘された。

審査書における意見及び事業者の見解は、次に示すとおりである。意見の数は、13 件であった。

表 5-3-5 審査書における意見の項目及び意見数

意見の項目	意見数
予測・評価等に関する事項	10
その他	3

(1) 予測・評価等に関する事項

項 目	意 見
全般的事項	本事業の工事中において、事業予定地周辺で名古屋環状 2 号線建設工事が行われる予定であることから、当該工事関係事業者と綿密に協議、調整し、工事関係車両の適切な配車計画等を検討するとともに、環境保全措置を確実に実施すること。 存在・供用時における環境保全措置について、予測の前提とした措置とその他の措置が区別されていないものがあるため、予測の妥当性を十分に検証できない事例がある。したがって、予測条件を適切に記載するとともに、予測の前提とした措置が明らかとなるよう表記を見直すこと。
大気質	事業予定地南側の中高層住宅を含む住宅地域において、建設機械の稼働により二酸化窒素濃度の予測結果が名古屋市の定める環境目標値と同等の値となっていることから、排出源（煙源）位置等の予測条件の設定によっては環境目標値を上回る可能性がある。したがって、予測の不確実性を考慮した上で、周辺の環境に及ぼす影響の低減に努めること。 施設の稼働による大気質への影響について、計画施設の排出ガス濃度を既存施設より低く設定しているものの、排出ガスの処理方法の詳細は未定となっている。したがって、事業計画を具体化する段階において十分に検討を行い、適切な設備を導入することにより、予測条件として設定した自主管理値の濃度を遵守すること。 工事関係車両及び施設関連車両の走行ルートにおいて、現況調査結果で二酸化窒素濃度が環境目標値を超えた値となっている地点がある。このことから、工事関係車両及び施設関連車両について、低公害車の導入等の措置を検討し、環境負荷の低減に努めること。
騒 音	建設機械の稼働による騒音の予測において、中心周波数別音圧レベルの設定方法を整理した上で、適切な値を用いて予測・評価等を行うこと。

事業者の見解	本文対応頁
工事が重なる期間においては当該工事関係事業者との連絡調整を密に行い、短時間に工事関係車両が集中しないよう、適切な配車計画とします。さらに、環境保全措置を確実に実施することにより、周辺の環境に及ぼす影響の低減に努めます。	p24-25, 126, 179, 202
評価書においては、予測条件をあらためて整理し、記載しました。また、環境保全措置についても整理し、予測の前提とした措置が明らかになるように記載しました。	p168-170, 172, 215, 226-227, 240-244, 262
建設機械の稼働による大気汚染について、排出源高さを仮囲い高さとした場合の中高層住宅における予測結果では、環境目標値を上回る結果となりましたので、建設機械はより小型のものを使用することを検討するなど更なる環境保全措置を講ずることにより、周辺の環境に及ぼす影響の低減に努めます。 なお、排出源高さを仮囲い高さとした場合の予測結果については、評価書資料編に記載しました。	p99 資料編 p84-90
計画施設の排出ガス処理施設の選定にあたっては、十分な検討を行い、自主管理値を遵守するための適切な設備を導入します。さらに、供用時は、各設備の定期点検を実施し、常に正常な運転を行うように維持管理を徹底するなどにより、周辺の環境に及ぼす影響の低減に努めます。	p15, 26, 130, 154
工事関係車両については、自動車 NOx・PM 法の車種規制非適合車の使用抑制について仕様書に明記し、低公害車の利用を促進します。また、施設関連車両のうち、本市のごみ収集車については、更新の際に低公害・低燃費車を導入します。これらの措置を行うことにより、周辺の環境に及ぼす影響の低減に努めます。	p24, 26, 126, 163
建設機械の稼働による騒音の予測における中心周波数別音圧レベルの設定方法を見直し、新たに設定した中心周波数別音圧レベルの値を用いて、あらためて予測・評価を行いました。	p167-170 資料編 p126-127

項 目	意 見
振 動	建設機械の稼働による振動について、事業予定地周辺では感覚閾値である 55dB 以上になると予測される地域がある。このことから、事業予定地周辺の住民等に対して事前に工事内容を説明するなどの措置を講ずるとともに、苦情等が寄せられた場合には適切に対応すること。
土 壌	土壌調査を行わなかった範囲も掘削する予定となっていることから、事業計画の具体化に伴い予測条件を見直すとともに、必要に応じて予測・評価等を行うこと。また、事業予定地周辺では土壌汚染及び地下水汚染が報告されていることから、調査により新たな汚染が見つかった場合には、関係法令等に基づいた適切な対応を行うこと。
温室効果ガス等	施設の供用により、既存施設と比較して温室効果ガス排出量が年間約 4,200t-CO₂ 増加する予測結果となっている。当該予測結果を踏まえ、より高い発電効率が期待できる廃棄物発電の導入、焼却に伴う廃熱の有効利用等を積極的に行うことにより、温室効果ガスのさらなる排出抑制に努めること。
	温室効果ガスの評価において、ごみ焼却に係る発電等による低減率や既存施設に対する増減率等の数値のみしか示されていない。したがって、温室効果ガス排出量が既存施設と比べて増加するという予測結果を踏まえ、計画的または長期的な排出量削減の観点や、ごみ処理事業全体の取組み等も含めた評価を行うこと。

事業者の見解	本文対応頁
事業の実施にあたっては、周辺住民等に対して説明会を開催するなどにより、工事内容等の説明を行います。 また、工事の実施にあたっては、丁寧な作業に努めるなどの環境保全措置を講ずることにより、周辺の環境に及ぼす影響の低減に努めるとともに、工事中は問い合わせ窓口を設け、近隣住民などから苦情が寄せられた場合には適切に対応します。	p196
土壌調査を行わなかった範囲において土壌を掘削するときは事前に土壌調査を行うことを予測条件として追加するとともに、あらためて予測・評価を行いました。 また、この調査により汚染が確認された場合には、関係法令等に基づいた適切な届出及び汚染拡散防止措置を実施します。	p224-227 p52
計画施設の供用にあたっては、廃棄物発電について、より高い発電効率及び発電容量とするよう努めます。あわせて、廃熱を利用したエネルギーの有効利用を行うことにより、温室効果ガスの排出抑制に努めます。	p243-244
名古屋市第 4 次一般廃棄物処理基本計画に基づき、プラスチック類の埋立回避のため、平成 23 年 4 月からごみの分別区分が変更になりました。そのため、焼却するごみのプラスチック含有量が増えており、計画施設のごみ焼却による温室効果ガス排出量は既存施設よりも増加します。 この基本計画においては、平成 32 年度にはごみ処理工場 1 工場分のごみ処理量削減及び資源分別量の増加を目標としています。ごみの発生抑制と併せて資源であるプラスチック製容器包装等の分別徹底を実施しており、今後ともその取り組みを続けていくことで、目標を達成するものと考えています。目標達成により名古屋市全体のごみ処理量及びごみに含まれるプラスチック類の量は減少することから、施設の供用に伴う温室効果ガス排出量は低減するものと考えています。 評価書においては、この観点からの評価も追加記載しました。	p57, 242-244 p3-4, 57-58, 243-244

(2) その他

項目	意 見
その他	本事業の実施にあたっては、市民の理解と協力が得られるように、環境影響評価手続きにおいて寄せられた市民等からの意見や疑問点を十分に把握し、丁寧な説明等に努めること。
	騒音及び振動の予測結果等の記載について、環境基準等との整合性のみならず当該事業の実施による増加分も把握できるような表記とすること。
	記載内容の誤りは予測結果等の信頼性に関わるため、誤りについては適切に修正すること。また、修正に伴い、予測・評価等がどのように変わったのかを明らかにするとともに、予測の前提とした施工方法を具体的に記載するなど、市民にわかりやすい図書となるよう十分に配慮すること。

事業者の見解	対応頁
市民等からのご意見や疑問については、内容を十分検討させていただくとともに、今後ともご意見の把握に可能な限り努力してまいります。また、適宜説明等を行うなどして、市民の理解と協力が得られるように努めます。	全般
評価書においては、事業の実施による騒音及び振動の増加分が把握できるよう、小数点以下第一位までの値を併記しました。	p179, 188-189, 202, 210 資料編 p140-142 151-154 167-170 173-178
評価書の作成にあたり、準備書における記載内容の誤りについては適切に修正しました。修正により予測・評価等を変更した事項については、欄外に修正したことを記載しました。また、準備書に対する市民等の意見及び市長の意見を反映するとともに、準備書の内容を読みやすく、かつ、わかりやすくするために、表現や図表等の修正及び追加を行いました。 準備書の内容から修正を行った箇所（単純な誤字等は除く。）及び新たな内容を追加した箇所については<u>下線</u>を付加しました。なお、新たに項目を追加した場合、または項目内の内容を全面的に修正した場合には見出しに<u>下線</u>を、図表等を全面的に修正または新たな図表等を追加した場合には図表等の表題に<u>下線</u>を付加しました。	全般 p156, 170, 186 242-23